

第 20 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 4 日)

平成 20 年 3 月 7 日 (金曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (1名)	10番	高 木 照 雄		
		午 後 か ら 出 席		
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (28名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	総 務 課 長	達 見 一 夫	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	岸 井 春 乘	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	城 内 哲 久	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南光支所長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴
	欠 席 者 (名)			
遅 刻 者 (1 名)	天文台公園長	黒 田 武 彦		
		午前中約30分 遅		
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1 . 一般質問

午前10時00分 開会

議長（西岡 正君） 皆さんおはようございます。昨日に引き続き、早朝よりお揃いでご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日ですね、遅刻の届出等、午前中の欠席の届出が出ております。黒田公園長より30分程度遅れますということの通知をいただいております。高木議員の方からは、午前中葬儀のためという事で、午後1時より出席させていただいて、できると思いますという事ですが、まあ、そういう届出をいただいております。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
なお、本日1名の傍聴の申し込みがありました。大変ご苦労さんでございました。
ただちに日程に入ります。

日程第1 . 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問を及び答弁を行います。
通告に基づき順次議長の私より指名をいたします。
13番、岡本安夫君。

〔13番 岡本安夫君 登壇〕

13番（岡本安夫君） おはようございます。一般質問も今日で3日目という事で、本当にこう、皆さんお疲れのことと思いますけども、よろしくをお願いします。

改めまして13番、岡本です。私は、この度、3件の質問をいたします。

まず1件目の請願採択の事についてですが、いわゆる才金ファームの問題です。今議会でも多くの質問があり、関心そしてまあ注目の高い問題だと思っております。

先般2月21日の第19回臨時議会において幕山地区の自治会代表より提出された請願が賛成11、反対1、棄権8で採択されました。この審議を振り返りますと慎重審議を求める要求はことごとく否決され、十分な審議ができないまま動議により質疑は打ち切れ強行採決されたもので、ある面異常な議会であったと思っております。常日頃より慎重審議あるいは少数意見の尊重を主張されている共産党議員団までが、この動議に賛成されたことにおいては、多いに失望しました。しかしながら、議会運営上ルールに則ったものであり、町長も決議を重く受け止め円満解決に努力すると述べられました。

請願者や傍聴に来られた方、また後日2月24日の民報を読まれた方は、これによりこの請願が合法的に、或いは、町長の力により速やかに解決できると期待されると思っております。しかし、合法的な解決の可能性については、どの紹介議員からも明解な手順は示されませんでした。言いかえるなら一方的に無理難題を町長に押し付け追い詰めていくものだとも言えます。水道審議会の結論は、まだ出ていないのですが、現時点で考えられる円満解決の方策はどうかをお尋ねします。

結論としては、業者と才金集落に穏便に計画を取り下げてもらおう。

、業者に施設の説明をきちんと丁寧にさせて幕山自治会、地区の皆さんに理解を得る。

、町行政としては、手続きを粛々と進め、許認可の権限のある県に判断を任せる。

このような事を考えられますが、いずれにせよ慎重かつ丁寧、時には毅然とした対応が必要なので、例えば、副町長を筆頭とした専任チームで臨んではどうでしょうか。

また、この度の件を教訓にして水道水源保護条例の曖昧な表現部分を明確にするなどの改正も必要ではないかと思うがいかがでしょうか。

次に、日名倉山キャンプ場の備前焼の窯についてお尋ねします。

昨年より建設中であった森陶岳先生の備前焼の登窯が完成し、恐らく今年の5月頃には初めての火入れが行われると思います。これまで、私も数回先生にお会いしお話をしたところでは、1回焼けば、後は町で活用されても良い。管理については、弟子を1人付けるからというような事もおっしゃってました。この登窯は本来の松だけでなく杉やヒノキのまきでも使えるものです。したがって、これらの燃料に間伐材などの需要も期待できます。町として、この登窯の建設当時から多少かかわりがあったと思いますが、何か先生と活用などについて協議されましたか。もし、されておるなら、どうされますか。あわせて、一昨年来より休業中の奥海滝谷オートキャンプ場の再開に向けての協議はどうになりましたか。誰か他に使いたいと申し込まれてた方もおられますか。また、奥海集落としても昨年より県立大学の学生とともにワークショップに取り組むなど、美しい村づくりの気運が高まっております。これらともリンクしながら、登窯の活用も検討されてはどうでしょうか。

最後に地域づくり協議会の今年の展開についてです。これは、質問というより要望になりますが、各協議会では、今年アンケートを集計し、それぞれ地域づくり計画を作成されると思いますが、地元の事はともかく、他の地域の協議会の活動が町の広報の等で、時々しか見ないので、全体の活動の様子がどうも分かりにくいので、年度毎に各協議会の活動のまとめや地域づくり計画の報告をしていただきたいなとお願いするものです。

以上、よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

産業廃棄物施設の問題につきましては、色々とたくさんの議員さんから、ご質問をいただき、現在考えられている事につきましては、精一杯の答弁をさせていただいているところでございますけれども、岡本議員からも、色々ご示唆をいただき、ご意見をいただき感謝を申し上げます。請願の採択されたことにつきましては、その結果について、当然、私町長としては、その請願の趣旨に則ってですね、重く受け止めて円満解決に努力をしなければならないと思っております。議会としても、当然、町としての果たさなければならない法令順守の上で、この事業計画の撤回を求められている請願を採択されたものというふうに理解をいたしております。まあ、そういう上ですね、解決のために、色々今、模索をし努力をしているところでございますけれども、やはり、その問題解決に向けての方法、選択肢というのは、岡本議員もご意見いただいているように限られた選択肢になってくるといふふうに思うわけです。一番、まあいいのは、当然、住民の皆さんの思いがきちっと、そういう形で、結果が出せるというのが、今の段階では、一番いいんだろうと思っております。しかし、こういう今回の施設計画の計画ですね、にあるような施設、これは、私も一番最初から、この計画が持ち上がった時に皆さんにもお話ししましたように、産業廃棄物と言っても、これからの現在の時代の中ですね、地球温暖化の対策、CO₂の排出の削減等を含めてですね、また、農業の問題、化学肥料に頼らないですね、土づくりをしてい

く中で、この農業を活性化していく、そういう事にも踏まえて、こういう有機物の醗酵処理による土づくりと、こういう事業としては、これは、決して全てをね、拒否するものではないというふうに町としても取り入れていくべき事業ではないかという思いも当然あります。まあ、そういう、この施設に対する、評価とか考えというものが、十分にですね、最初からお話をして、理解を求めながら進めてくれば、一番良かったかなというふうに、今の反省があるわけですが、しかし、こうして、ある意味では、まあ、ボタンの掛け違いのようなですね、最初のスタートの段階が戻すわけにはいきません。やはり、この問題を一旦冷静にですね、そういう問題も含めて議論し、皆で、皆さんとともに考えて行くためにはですね、現在の計画につきましては、一旦中止をした上で、改めてですね、この問題について議論をしていくべきではないかなというふうに考えておりますので、ただ、そのためにはですね、当事者であります、それぞれに対して、そういう現在の状況を理解していただいて、これまで、それぞれが努力されてですね、計画を進められて来たこと、考えられている事業についてのね、きちとした、その評価というものはしながら、これまで進められて来た、やっぱり事に対してのですね、これは、十分認めながら何とか円満に、この計画を一旦中止していただくような方策を、これは誠意を持って話し合いをしていくしかない。法令順守の中で、解決しようとするれば、もう話し合いの中で、理解をしていただくしかないという事で、今後とも、努力をしていきたいというふうに考えております。後、この問題解決に向けてですね、専任チームというようなもので臨んではという事でございますけれども、これもですね、今の段階に至ってですね、そういうチームをつくって進めるという事も、これは非常に難しいと思います。これが、最初に町の事業として、こういう事業を取り組もうという事で進めていたら、進めて行く上ではね、当然まあ、そういう対応をしていかなきゃいけませんけど、こういう問題を、ここまで問題がこじれてと言いますか、大きくなっている中で、改めて、こう専任チームをつくるという事をして、中々これを動けないと思いますし、やはり、現段階においては、私が、全責任を持って、解決をしていかなければならないと、そういうふうに思います。

次に、水道水源の保護条例における文言等、条例上の問題ですね、これは、条例というのは、非常にまあ、曖昧な部分がたくさんございます。水道水源条例においても、そういう点がありますので、議会からもご指摘もいただいていることも承知しております。今後において、そういう、もう少し、はっきりとね、すべきところは、条例的にも、直していくという協議は重ねて参りたいというふうに思っております。

次に、日名倉山キャンプ場の備前焼の窯の事についてでございますが、日名倉キャンプ場として、佐用町奥海において県営のキャンプ場として運営されていたところでありますが、土地は県から使用貸借で昭和 61 年に兵庫県より地元佐用町が管理運営することとなり、佐用町日名倉山青少年野外活動センターとして活用を行ってききましたが、近年、社会情勢の変化等により、教育行政においても野外活動等にも影響が出て、キャンプ場の利用が非常に減少して、平成 13 年から休止をしておりました。合併前に、活用方法の 1 つとして、生涯教育の一環で、登釜を建設し、松だけでなく、杉ヒノキを活用した、陶芸窯を建設し、専門的な陶芸家を育成すれば町おこしに繋がるのではないかなというふうなご意見を森陶岳先生からいただいたところです。

備前の陶芸作家であります、森陶岳先生は、キャンプ場から 300 メートル程度下がった所に先生所有の作業小屋がありまして、陶芸活動をされており、佐用に愛着をもって創作活動されておられる森陶岳先生に利用してもらえばと考えて、県にキャンプ場を陶芸作業場として使用目的の変更許可をいただいたところでございます。研究後の窯使用につきましては、陶芸家の指導の下に、町に活用していただいても良いということ聞いておりますが、専門的な窯でありますので、今後につきましては、現在町内で、陶芸教室などで活

動されている方々などともですね、協議をしながら、良い利用方法、良い活用方法をですね、考えていければというふうに考えて思っております。

また、休止中の奥海の滝谷オートキャンプ場につきましては、日名倉リフレッシュビレッジ協会の中では運営ができないという事を言われており、その利用活用について検討をしておりましたが、現在文部科学省許可の財団法人日本余暇文化振興会が監修認定する「自然暮らし検定」においてマスター資格を有する、神戸市在住の田代正則さんから施設の利用方法について、利用について有効利用についてのお話がありまして、現在、その有効活用について協議をしているところであります。同氏は、平成 19 年に准陸尉で自衛隊を定年退職され、奥様の出身地である佐用町において自然体験や田舎暮らし、食育等をテーマにアウトドアや交流事業を行う兵庫自然学校を開校したいとのことであり、施設の有効利用と地域活性化を図るべく事業の目的内容等慎重に検討協議の上、基本的な計画協議がある程度まとまれば、また追って、議員の皆さんにも報告を申し上げたいと思っております。今後につきましては、日名倉陶芸センターの陶芸窯とオートキャンプ場などについて、地域づくり協議会が中心となっていただき、まちおこしに繋がればというふうに思っております。

次に、地域づくり協議会の今後の展開という事についてでございます。協議会全体の活動の様子がわかりにくいので、毎年度に各協議会活動のまとめや地域づくり計画等の状況の報告ができないか。とのご意見、ご質問でございますが、地域づくり協議会も発足後 3 年目を迎え、組織体制も整い、それぞれの地域で特色ある活動が展開されているところであります。取り組み状況につきまして、特色的なところは、町広報の共生の郷シリーズでもお伝えをしておりますけれども、19 年度の活動の概要が、ある程度まとまりましたので、昨日か、今日朝か、議員の皆さんのお手元にもお届けをさせていただいていると思っております。また、平成 20 年度中には、各地域づくり協議会の取り組み概要を取りまとめて、その歩みとしてまとめまして、また皆さんに配布をさせていただくように考えております。

今後の活動につきましては、19 年度から各協議会でアンケート調査等が実施されており、「地域づくり計画」の作成に向け取り組みが進められております。また、兵庫県の地域づくり支援事業として実施をされております、県民交流広場事業につきましては、平成 20 年度より各協議会で活用できるよう現在事業計画を検討されているところでございます。

更に、地域づくり協議会の活動が定着化してきた中で、協働のまちづくりの最終的な推進体制として、旧町単位で組織化する「まちづくり協議会」と町全体の推進組織「まちづくり推進会議」を平成 20 年度中に設置をしていく予定にしております。

以上この場の答弁とさせていただきます。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） それでは、再質問させていただきます。

3 番目の件については、早速、昨日ですね、配布していただきまして、それから、また、色々な今後についての計画等また知らせていただくという事で結構なんですけれども、あの、ちょっと不勉強で申し訳ないんですけど、その県民交流広場事業、ちょっと概略で結構ですので、ちょっと簡単な説明お願いしたいんです。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） それでは、命によりましてご説明させていただきます。

まあ、県民交流広場事業につきましては、県の事業でありまして、小学校区単位にハードが1,000万円、それから備品の場合であれば、500万円。それからソフトを300万円、これは5年間でソフトについては5年間でいただくという事になっております。これにつきましては、現状の地域づくり、うちでやっています、協働のまちづくりは、きちりこの事業に該当すると思われまして。そういう中で協議会としてハード的なものは、ほとんどが公共施設を利用した形で拠点がありますので、大きなハードの整備は、あんまり考えられんと思うんですけども、今、協議会ごとで、その内容を煮詰めていただいております。それから、ソフトにつきましては、その地域を盛り上げたり地域の中で、学習して、それを具現化して行ったり、まあ地域課題を解決するという事なんで、まさに地域づくりの事でありまして、それについては、今現在、町の方で助成を協議会に対してしておりますけれども、この分を県の財源としていただいているという事で、二重に出すという事じゃないんですけども、そういう事に充てさせていただこうと、そのように思っています。細かい内容は別として、そういう事業でありますので、各協議会で、今十分に県からも来て説明会をセンター長等の会議の中でしていただいておりますし、今それぞれ協議会の中で、煮詰められておりますので、又計画がまとまるというふうに思います。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13番（岡本安夫君） という事は、今度の、それぞれの地域づくり計画ですね、その中には、当然まあ、そういう事も折込で計画されているという事なんですね。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（南上 透君） あの、地域づくり計画につきましては、当然、そういう事業の分も上がってきますし、それから計画を立てて、町に要求するというだけの計画づくりではなくて、自分達がどういうように地域の中でやっていくか、かかわっていくかという事の計画づくりという意味でございますので、そういう意味で、自分達が努力するという事の計画づくりをされるというふうに思っております。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13番（岡本安夫君） はい、どうも結構です。日名倉の関係なんですけどね、その登窯についても、今後、色々な所に話を下ろして行って、これからまあ、色々とされるそうなんですけど、田代正則さん、ちょっといきなり聞いた話なんですけども、何か、その余暇センターの何とかかとかいうて、この方は奥海出身の方なんで、ちょっと、その、その人の、ちょっと経歴いうんか、もし簡単なあれがあったら教えてください。

議長（西岡 正君） はい、観光課長。商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） ええっと、奥海出身ではなくしてですね、奥さんが平福の方の

出身らしいです。奥さんが。それで、まあ、この方の経歴言いますのは、大阪府立の工業高校を卒業されて自衛隊へ入隊された。で、先程町長の答弁でもありましたけども、19年に自衛隊を、19年の5月に自衛隊を定年退官されたという方でございます。で、この方は、山梨県で、あのねのねの1人の清水國明さんが自然学校をもたれておまして、そこで受講し、勉強し、体験しながら、マスター資格を取られたという方でございます。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13番（岡本安夫君） あの、そうですね、長谷のあれの時に、ちょっと話題になった、そういう関係の方なんです。初日のあれ、指定管理者どうのこうのいう時に、あの、使いたい人が来て、どうのこうのと言いよった。覚えてないかな。もう、覚えてない。違うんかな。

町長（庵逄典章君） そうですね。結局、あの清水國明さんの所で、今非常に全国的に大きな事業として展開されてます。現在のですね、アウトドアや自然に親しむ活動、これ色々な活動があるんですけども、そういう、そのインストラクターですね、指導者をまず養成して、そして各地です、農地を利用したり、山林、山をですね、活用したり、自然に親しみながら、また自分たちの新しい、そういう生活をして行こうという、これは、まあ私達のような団塊の世代がですね、次々と退職、定年を迎えた中で、新しい生き方として、そういう行き方を求める人は、たくさん多いと。そういう人達の指導を、まず、そういう気持ちがあってもですね、じゃあ、どういう事、基本的な、やっぱり知識というものが無いとですね、実際には、この生活ができないわけです。そういう事を教えていく活動をしたいと、それが、酪農、自然学校という、まあ、学校というのは、音楽の楽ですね、楽しむというものをつくりたいという事で、色々な地域を多賀の方で、多賀町とかですね、県内でも探されて、これは、元々出身は神戸の人だという事で聞いているんですけども、先程の話のように、奥さんが平福でありましたので、そこに、まあ一応拠点を置いて、高木議員もお話されてましたようにね、平福の方にも、そういうお話があって、で、まあ、いっぺんにね、そういう学校を大きくつくるというんじゃなくて、まず講座から始めて、そういう生徒を集めながら、そしてまあ、その先程、前に出ました、長谷の今、センターをですね、の教室等なんかを講座等で年に何回か使わせてもらえないかというような話があったわけです。で、そこを拠点にしながら、また、活動の場として奥海のキャンプ場なんかは、非常にまあ、色んなセミナーをしたりですね、そういう皆が集まって体験をしたりするのも使えるんじゃないかと。また、ゆう・あい・いしいなんかも、そういう宿泊なんかでね、こう使えますし、この佐用の、そういう施設を中心に、奥海の山とか日名倉山とかね、そういう自然のフィールドも使って、そういう活動をしていきたいなと言う計画でした。非常にまあ、しっかりと、自衛隊におられた方ですけども、そういうしっかりとした考え方を持って取り組まれているんじゃないかなという印象は受けておりますけども、その計画についてね、また、これからね、具体的に、協議をしたいという事ですのでね、それは、まあ、これ、現在商工観光課の方で受けて、話があったものですから、担当者が聞いたりしておりますけども、これは、まあ、また地域づくり協議会とか、皆さんも、そういう計画も一緒に入っていたりして、できれば、そういう方々の力を借りてね、活性化につながればというふうに思っております。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） まあ、ちょっと初めて聞いたんで、びっくりしたんです。本当にね、そういう方が、うまくこう、どう言うんですか、連携とりながらやっていくという事で、いい事だと思います。特に、こう地域づくり言いまして、これ色んな課が、こう関係しておりますね、まあ生涯学習課それから、今、先程の商工観光課、あるいはまあ、農林の方では、その美しい村づくりという事で、奥海の方でもね、そのいわゆるワークショップなどから昨年されて、色々とおあれしとんで、そのやっぱり、そのあたりの課を越えた連携いうんですか、そういうのも、当然しっかりこれからもやっていただいたらなと思います。特に、また色んな関係で、地域づくり協議会など地元の方に下ろす時にね、それこそ、きちんと紹介していただいて、うまくやって行けたらなと思いますので、期待しておりますので頑張ってください。いよいよ、この本題いう事ないんですけども、才金問題なんですけども、あの、昨年来、昨年じゃない、昨日から、色々よく出ておるんですけども、いわゆるまあ、告訴されたら、告訴されたらいう事なんですけれども、やはり、この町が告訴されるという事は、これはもう、許されない事だと思います。例えば、色んなところで、弁護士も相談された中ですね、町が告訴されるケースというのは、当然、どの様な時にされると想定されとんですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、全国区で見てもね、こういう問題だけではなくて、行政が、それぞれの色んな個人また民間会社からも賠償請求を受けるという例は、かなりありますね。それは、やはり、民間活動を阻止したり、また民間活動を阻害したという事で、そこに損害が出たという事での、これは、まあ行政訴訟というよりか、民事訴訟で、これは民事訴訟になるんですけどもね、ですから、町が、町としての、きちんとした対応をしない。町としての責任を果たさなければ、それが、その責任を果たさないいう事によって、また、その事業者に対して不利益な処分をすれば、それは、業者が、それぞれの相手側からすれば、損害を受けたという事になっての民事訴訟、損害賠償請求があるという事ですね。はい。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） という事はですね、町の条例である、今しております審議、水道水源の審議とか、或いは、その、もしまあ、それが通ったら、後、良好な関係の、良好な環境の公害防止協定とか、そのいわゆる町の手続きが、まだきちんとされてない時には、告訴されるという可能性があるという事ですね。今回のケースで言えば。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 手続きがされても、その事に不服があれば、それは、あの、それは、それには、損害賠償請求が出る場合が当然あるという事ですし、まず、その手続きをしないという事になると、それが、その事業として、阻害されたという事で、また、それに対しての、そういう問題が起きるとい事になると思いますけどね。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） はい、分かりました。

ええっと、専任チームのことについてなんですけど、まあ、その今、ここへ来て、自分がまあ、その責任、全責任を持ってやるんだという意気込みですか、それは、まあ、一昨日来十分聞かされておるんですけども、こう昨日も山田議員の発言の中で、本当にこう、町長がね、孤軍奮闘いう感じなんです。見とって。当然、まあ、その見えないところでは、色々協議されたりしておるんですけどもね、一々こう全部出て行くんじゃなくって、ある時には、その誰か他の人を入れてというような事も、ワンクッション置いてから、また、話をしていくというような事のためにも、いいんじゃないかなと思いますけども、まあ、町長が、まあ、いや、もうどうでも自分でやるんだとおっしゃれば、それでやられたらいいなと思います。後、条例の関係なんですけども、特に、その、私ども、今回改めて、こう読ませていただいて、色んなとこにケースを想定して、これどうなんだろうというような事をあつたんです。特に、一番まあ、気になっていたのは、7条の関係の事前協議、これ今措置いうとこで、関係住民の範囲ですね、それとか、その内容を周知させるなんて、周知いう言葉、これまあ、便利な言葉なんで、知らせればいいわけですね。取りようによっては。知らせとくだけで、いや、それは合意しなきゃいけないんだと言えば、そうなんですけど、そのあたりの点が、少しあれなんと。それと、やっぱり区域においても、先日来、町長がおっしゃっているように、規模、内容、位置によっても、最初から、これいうのは、確かに決めにくいと思うんです。そういう事で、けども、その度に、混乱してたらいけないという事で、特に、そのあたりもできるだけこう、分かりやすいような、今後まあ検討されるという事なんで、そういう事も含めて、改正なり、あれをしていただいたらなと思います。ここで、改めてね、町長どうするって言っても、まあ、昨日から同じ事をおっしゃられているんで、それは、まあ変わらないと思うんですけど、その、確かに、その請願の採択し、決議の重みについては、これ町長だけじゃなく、これ議会も、これ同じなんですね。これ。通した以上は、議員も、これ責任持たなきゃいけない。私は反対しておったから、そういうわけにはいかないんです。もう議会の意思は、もう多数決でそうなっているんですから。やっぱり、こう皆が責任持ってやって行くと、やっぱり、これ行政だけに、行政の手続きが悪かったんだとか言って、一方的に押し付けても、やはりしょうがない。やっぱりこう、より本当にこう、円満な解決いう事で、やっていくという事が必要だと思います。本当にこう、難しいと思うんですけども、頑張ってくださいとしか言いようがないんですけども、ちょっとまあ、変な事をあれするんで、この分で、石堂県議に何か相談なり話されたことあります。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） あ の、色々とですね、心配をいただいております。

まあ、石堂県議にもですね、まあ、こういう問題が起きているという事は、お話もさせていただいておりますしね、まあ、どうしても、これは、町としてね、円満にまあ、解決できるように、解決していかなきゃいけないという事ですので、まあ、そういう状況だけは、当然ね、お話はさせていただいております。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） はい、あの冒頭に町長の答弁の中で、このような施設は絶対駄目という事じゃないんだと。この才金ファームじゃないですよ。いわゆる産廃でも場合によっては受入れていけなきゃいけないんだという、当然、地域の理解というのが必要なんだという事なんですけれども、ある面、この将来の、この町のありようとしてですね、そういうあれの中な、やはり、どっかこの限界集落や何だという中で、このままじゃ廃れるばかりだと。ここで、まあ起死回生じゃないけど、何とか、こういう事も入れたいというような、村が、まあ、これからも出て来るかも分からないんです。それでも、やっぱり、産廃というものはイメージが悪いですから、やっぱりこう、とにかくもう、地域でこう受け入れられないと駄目なのかというような事も、これが1つの試金石言うんですか、今後の町のありようというものにも、これ影響してくると思うんです。それとも、外からは、そういうもん、一切受け入れないで、とにかく、その今ある自然あるいは土地、そういう物を利用して、こうある物を使いながら、こうまちづくりをして行くんだという方向になるのか、色々とまあ、ある面では、将来の町のありようというんが、これで方向付けができるかもしれないんですけれども、とにかく、その本当に苦労されて、一生懸命、それこそ町長が、昨年、2年半前ですか、出た時にこう、真っ直ぐに真っ当に直向きにという事を、合言葉にですが、キャッチフレーズに出られました。本当にこう、真面目に、本当にこう真摯に取り組んでおられる姿勢というのは、十分理解できますので、とにかく、その地域の円満という事を第1に、これからも、その自分が信じた方向にね、何か解決できるように、まあ頑張っていたらなと思います。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） 色々と心配をおかけしてありがとうございます。

こういう問題についてね、先程、私も、非常に残念に思っているのは、これから、今現在のね、環境問題、国のあり方、社会の状況、あり方の中で、たくさんの、こう生活の中で、色んな消費をしていって、それをいかに自然に、環境に大きな影響を与えずにね、この環境を守っていくかと。そのために国としてもリサイクル法などがつくられてですね、そういう、その生活の中で、やっぱり危険な物と、実際循環をしていって、この生態系に大きな負荷を与えずにね、まあ、その生活を維持していく、こういう問題については、これは一人一人のやっぱり、本当に、もっと理解をして行く、勉強していかなきゃいけない。行政としても、そういう事業にも、としてね、やっぱりきちっと取り組んでいかなきゃいけない。これが、前にも、ちょっと質問にも出ていました環境税というようなね、形で、やっぱりかなりのお金も掛かるわけです。そういう事も取り組まなきゃいけない。これは、同じ様な施設としてエネルギーの回収ということで、金谷議員からもお話がありました。そのバイオマス。バイオマスというのは、植物残渣、有機物を醗酵してメタンガスとか、

そういう物をし、最後に残った物を本当は、コンポスト、醗酵して土壌還元していくと、こういう施設になるわけです。こういう物もですね、地域社会の中には、やっぱり、これ、私は、生活の中でつくって、技術的に、ちゃんと、きちっとつくっていかないとね、昔は、この事を、各家で、農家の中でも、そこで、自然のままできていたわけです。しかしまあ、今の生活の中で、下水道のような形でね、目の前からは綺麗にしていく。どこかでは、きちっと処理をすると。それを最後まで、その処理をする方法として、現在は、きたないという事で、もう焼いてしまっていると。その焼いて、焼却じゃなくってですね、それを本来のあり方の、自然のあり方に則って土壌に還元していくような施設にしていくと。ですから、今、にしはりま環境事務組合でね、取り組んでいるような施設においても、非常にまあ嫌悪施設という事で、周辺の皆さんには、当然、最初は、反対を受けたわけです。しかしまあ、これはやっぱり、私達の生活の中で必要な施設であり、この安全についてはですね、絶対こういうふうに責任を持ってやっていくとなるという事での説明の中で、皆さんに説明してまわって理解をいただいて、進めておりますし、また、その施設の内容もね、その生ごみ等なんかについても、これも本当に焼くだけではなくって、そういう処理をしていく方法もこれから考えていかなきゃいけないと。こうなれば、また、その地域の人にも、これ理解をしていただかないとですね、駄目だという事になるわけです。まあ、今回の事業はですね、町の事業として取り組んで、最初から取り組んでいくものであればですね、私も、もっとそういう点について、各地域なり出て、本当にきちっとできるだけ、精一杯説明もさしていただいたり、理解も求めていけたと思います。しかしまあ、同じ、内容は同じようなものであってもね、これは民間の企業の事業という事で、民民の事です。ですから、当然、その中ではね、ただ、許認可とかという形だけしかかわれない。かかわってなかったという事になるわけですね。これを、私が、そういう必要性というような形で説明して回ってもね、企業と一緒にやってるといような非難しか受けないでしょうし、特に今の段階ではね、これは最初から、そういう事業として取り組めば良かったんじゃないかという反省は、今そこのとを言ってるわけです。最初に施設に建設からスタートしているというところで、中々そういう話をね、きちっとできて理解が得られるような話ができてないところに、皆さん方の非常に不安が広がり現在のような状況になっていると思うんですね。ですから、まあ、それをね、今から、そういう話をする事は、非常に難しい、できないと思うんですよ。ですから、まあ一旦、この事業について、事業者においても、その事業の必要性なり、この私は、現在考えられている、あの方式、機械的にですね、きちっと処理ができる、その方式の優秀さとか性能については、私も認めるところは、きちっと認めて、認めないとね、話にはならないと。それを認めた上で、しかし、現在の地域の状況なり、皆さんの心配事から考えて、一旦この事業については、中止をしていただきたいという事でのお願いをしていくと、そういう事で、理解を得たいというふうに思って努力をしておりますのでね、ご理解いただきたいと思います。以上です。

〔岡本安君 挙手〕

13 番 (岡本安夫君) あの、そうですね、これ以上、その騒ぎ言うんですか、問題が大きくならへん、それこそ、やはり、このお互いの事は認めるべきところは認めていくという、そういう形の中で、また、こう協議をして行くという事。まあ、それは、それも、私も、そうと思います。本当に、こう、絶対こう確約できないという、相手あつての事と、まあ、昨日から言っておられます。難しい問題ですけど、まあ、頑張ってください。終わります。

議長（西岡 正君） 岡本安夫君の発言は終わりました。
続いて、8番、井上洋文君の質問を許可いたします。

〔8番 井上洋文君 登壇〕

8番（井上洋文君） 8番、公明党、井上洋文です。私は、今回4点の質問を行います。

第1点目は、昨年成立した鳥獣による農林水作業にかかる被害防止のための特別措置に関する法律についてです。野生鳥獣の急激な増加に伴い、住民の暮らしが脅かされるような状況にあり過疎化や高齢化の進展とともに耕作放棄や集落崩壊の原因となっております。こうした状況を踏まえ、勿論捕獲や駆除だけではなく、生息環境の整備や保全と言った視点も取り入れ、地域の実態に即した抜本的な対策と強化が図れるように、法律の制定となりました。本町では、今まで、トタン、のり網、電柵等による防護柵をほどこして来ましたが、何ら根本的な解決にはならず、田畑勿論のこと、お年寄りが楽しみに作っている家の前の菜園場までも一夜にして荒らされるといった状況になっております。この度、国が財政措置をとり具体的な指針を示した事は多いに期待できるところであります。本町としてどのような取り組みをされるのかを伺いいたします。

第2点目は、地域再生対策費の現状と活用について質問いたします。地方自治体間の格差是正対策等として、地方交付税の特別枠として、地方再生対策費が創設されましたが、今回の地方再生対策費は、財政力の弱い小規模な実態の需要額をかさ上げに増収になるようにする事が狙いと言われておりますが、近隣市町と比較して現状の認識は、またどのような事業実施をするのかをお伺いいたします。

第3点目は、園、学校問題について質問をいたします。

(イ)としまして、5歳児健診の推進についてです。現在、乳幼児健康診査は、母子保健法の規定により本町でも行っておりますが、健康診査実施の対象年齢は、0歳児、1歳児半、3歳児となっており、その後就学前検診になります。実は、この3歳児健診から就学前までの、この期間の開きすぎは、特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持っています。なぜなら、発達障害は早期発見、早期療育の開始が重要で、5歳程度になると検診で発見できるのですが、就学前までの検診の機会がなく、ようやく就学前で発見されたのでは遅いと言われております。発達障害は対応が遅れると、それだけ症状が進むと言われております。また、就学前検診で発見されても、親が、その事実を受け入れるのに、時間が掛かって適切な対応、対策を講じることなく、子どもの就学を迎えるために、状況を悪化させてしまっているといった状況があるのではないのでしょうか。財政的に厳しい中、早期発見で子ども達を救うため5歳児健診の導入をお伺いいたします。

(ロ)としまして、不登校、別室登校児童生徒の現状と対策について質問いたします。本町の子ども達の数事態は、年々減少しつつあるのに、不登校、別室登校の子どもが増加しつつあるということは、憂慮すべき事態といわざるを得ません。私は、先般ある中学校のオープンスクールに参加し感じるがありました。それは、生徒の不登校とともに保育室をはじめ各学校以外の場所での登校です。私の小中学校時代は、いくら勉強ができなくても親や先生に叱られ、嫌なことがあっても登校し、友達と会話することが楽しい学校生活となっております。現在の社会は、子どもを安全に、そして健全に育てる事が、段々と難しくなりましたが、それだけ、家庭、学校地域の大人が手を携えてドンドンかかわっていくことが大切だと思います。そこで、次の点について質問いたします。

(イ)としまして、不登校、別室登校の実態について説明を求めます。

(ロ)としまして、不登校、別室登校の原因は本人、家庭、学校のいずれかに、また複合してあると思われれます。教育委員会としては、対策はどのようなことを考え、学校を指導

しておられるか伺いたします。

最後に第 点目としましては、県社会福祉協議会が、昨年 10 月 1 日からスタートさせた緊急小口資金貸付制度の活用についてをお伺いたします。この制度は、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に利用できることから、貸金等の借入りに頼らなくてもすむセーフティネットとして期待できるわけですから、大いに町民に P R を配るべきだと思います。

以上をもって、この場からの質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、井上議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律「鳥獣被害防止特措法」につきましては、昨年 12 月に議員立法により国会で可決成立され、平成 20 年 2 月 21 日より施行され、近畿ブロックの説明会が 2 月の 20 日に開催されたところでございます。この内容は、平成 20 年度から地域での被害防止対策協議会、被害防止計画等の施策を立案実施することにより、地方交付税の拡充、補助事業による財政支援、被害防止のための獣害の捕獲許可の権限移譲、被害対策捕獲隊の設置などの人材確保等の制度が活用でき、これにより鳥獣害の防止総合対策事業として、箱わな等の捕獲機材の導入、狩猟免許講習会への参加、被害防除技術の導入、侵入防止柵の設置、防止施設の整備などが補助事業の対象となります。本町におきましても、鳥獣害対策では、被害が増加の一途で苦慮しており、猟友会への駆除委託、地域への防護柵等の補助を行っておりますが、現行制度の検討も含め、地域住民・猟友会・行政が一体となった取り組みが肝要でありますので、当政策を関係機関と協議し、対応していきたいと、こういうふうに考えております。

次に、地域再生対策費の現状と活用についてでございます。地方交付税の特別枠「地方再生対策費」として、財政力の弱い小規模な自治体の基準財政需要額を嵩上げし、増収になるよう配慮されております。地方再生対策費の測定単位は、人口と耕作地及び林野面積の 2 種類で、人口には段階補正によってコスト差を反映するほか、第 1 次産業就業者の比率や高齢者人口の比率が反映されることになっております。また、合併団体につきましては、旧団体単位で算定した額を合算することにより、合併を行っていない団体よりも多くの財源を確保することができる仕組みになっております。地方再生対策費の法律上の位置付けは、当分の間の臨時的な算定項目として交付税法に規定されております。従いまして法的には自治体にとって、普通交付税の一部として一般財源扱いになるわけでございますが、地方の自主的・主体的な活性化施策のためという地方再生対策費創設の趣旨を最大限尊重し、佐用町が全国標準的な行政サービスを提供できるよう努めなければならないと思います。具体的に申し上げますと、平成 19 年度から取り組んでおります乳幼児医療費助成の拡大、妊婦健康診査助成の実施などの少子化・子育て対策、さよさよサービスの充実、後期高齢者医療制度への対応などの高齢化対策、平成 20 年度の新規事業といたしましては、学校・保育園の遊具の点検・整備、特定健診の実施、小中学校への A E D の配備など、増加する行政需要に、厳しい財政状況ではございますが、このような交付税等を活用しながら、的確に応えていかなければならないと思います。佐用町では、平成 20 年度当初予算に地方再生対策分として 2 億円を計上しておりますが、貴重な財源を有効活用し、これらの事業を継続実施して参りたいと考えております。

次に、園、学校問題についてと申すことで、まず 5 歳児健診の推進についてであります

が、乳幼児期は、心身の成長・発達が急速に進む時期であり、その後の健全な成長等に非常に重要であり、そのために乳幼児期の中でポイントとなる時期を選んで、健康検査を実施する必要があります。特に、4ヶ月・1歳半・3歳の時期は、精神的発達チェックのスクリーニングにおいて、適当な年齢とされており、この時期に集団健康診査を実施いたしております。しかし最近では、保育園などに入ってから特別に手を掛けないといけない子供が増えてきております。その様な状況の中、平成18年度に県から発達障害問診が示され、本町においては、同年導入し、1歳半・3歳児健診において、従来の問診に加え使用しております。その結果、必要な子どもには各支援教室に参加をして頂き、専門医師による指導相談等による事業を行っており、5歳になって突然発達障害を疑う事例は今のところは聞いておりませんが、近年の子育て環境等を考慮すれば、児童虐待、DVなど子どもにとって精神的に重大な出来事もあり、本件については、県の指導等も受けながら今後の課題とさせていただきたいと思っております。

次に、緊急小口資金の貸付制度のPRについてのお尋ねでございますが、議員のご指摘のように、担当窓口は社会福祉協議会となっております。本町においても社会福祉協議会で取り扱っていただいております。この緊急小口資金は、全国各地の社会福祉協議会で実施されておりましたが、兵庫県ではこれまでこの制度は無く、昨年12月から新たに兵庫県社会福祉協議会で採用され、町の社会福祉協議会が窓口となって実施をするものでございます。内容は、低所得者に対して緊急的かつ一時的に生計の困難となった方に、10万円を限度として貸付けるものであります。償還の方法は、2カ月間の据え置きの後、5万円までは4カ月以内に、それ以上の金額については8カ月以内に金利3パーセントで償還することとなっております。県の社会福祉協議会では、これまで生活福祉資金貸付金の特例として、13年前の阪神淡路大震災の被災者に対して、最高20万円の貸付を行いました。返済期日10年を過ぎた現在でも、約50パーセント近い38億円が未納となったため、その対応も慎重になり今回の制度についてもある程度審査も厳しくし、申し込みを受けてから県の社協で審査決定後、口座振替により貸付することとなっております。

昨年12月よりの実施となりましたので、現在、町の社会福祉協議会でもPRに努めているところでございますが、この3月号の社協だよりも掲載し、周知を図ろうとしているところでございます。

不登校に関するご質問につきましては、教育長の方から答弁をさせていただきます。

私の答弁は、この場での答弁とさせていただきます。後、教育長お願いします。

議長（西岡 正君） それでは、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） それでは、引き続きまして井上議員のご質問にお答えさせていただきます。不登校、別室登校の実態についてですが、町内14小中学校の現状についてご説明させていただきます。

その前のご存知の事と存じますが、不登校というのは、何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的要因また背景により登校しない、あるいは、登校したくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者の内、病気や経済的理由の者を除いた者という事を、不登校生と言っております。また、不登校の実態は、子どもによって様々であります。不登校の要因を特定できないことも多くあります。それだけに対応が非常に困難であり、長期の時間を要する、そういう事が現状であります。そこで本町の中学校の不登校生につきましては、2月18日現在で中学校は12名、別室登校生は17名。小学校の不登校生は5名、別室登校生は1名というのが現状であります。不登校生につきまして、その多くは何日か出席しており先程述べましたように、年度当初、4月より欠席日数の合計が30日以

上になっている児童生徒でありまして、夕方学校へ来て1時間ないしは、2時間程度個人的に指導受けながら学習して帰っていく生徒も現実にはおります。また、別室登校につきましても、文字通り本来入るべき教室ではなくて、保健室とか相談室というように、そういう教室に入ってくるわけです。1日中その教室にいる場合もありますけれども、その多くはですね、教科によっては、教室へ行って友達と一緒に勉強したり、また部活動に参加したり、そういう状況は個々様々であります。この様に説明していけば、子ども達が非常にこう我がままだというような事も思いかねるわけですが、こういう生徒達は、1つの決められたプログラムに沿った指導に対して、非常にこう順応ができていく傾向にあります。特に、思春期真っ只中の様々な問題を持った子ども達に対して、強く教室へ入れて指導する。こういう事が、本当はこう、できればいいわけですが、中々そういう事ができない現状であります。そこで養護教諭、中学校におきましてはスクールカウンセラー、生徒指導または生活指導担当教員または授業がなく、その時間に限って、まあ時間が空いておる。そういう教員がですね、別室登校の児童生徒に対して学習をしたり、また悩み等を聞いてやったり、また諭してやったり、そういう事を現在しておるところです。この様な中で、生徒が意欲的、生徒個人の学習意欲だとか、周りの子ども達と一緒に生活する、そういう意欲が高まる事を願ってかかわっている現状であります。

2つ目に教育委員会としての対策と学校への指導についてでありますけれども、教育委員会として、指導の基本は、児童生徒及び保護者の現状、課題、思い等総合的に判断しつつ登校への働きかけを行い、いたずらに登校刺激を与えるような事はしないように学校に指導しております。また、町内全域の各小中学校、保育園も含んでおりますが、高等学校も含んでおります。生徒指導連絡協議会というのをもちっておりますが、ここでは、学年別、講師別などのいじめとか、それから不登校もろもろの生徒にかかわる事例研究の場を設定し、指導をしているところです。不登校の多くは、時々であっても、学校へ登校できる日もあります。そして、平常どおりの授業をする事のできる児童生徒もおりますし、先程来、言っております別室での指導を要する生徒もおるのが現状であります。特に、中学生では1年生入って直ぐに、次の進路の問題が出て参ります。という事で、小学校とは、また違った悩みがあります。本人が進路形成しやすいように指導や相談や学習支援情報提供等の対応を遵守させるようにしております。これら本人の思い、願い等は、保護者と教師が共有してともに指導することが不可欠であり、親との話し合いの重要性をも求めているところです。完全な不登校、もう学校へ中々顔を出さない、時には一年間1回も顔を出さないという生徒も時にはあります。そういう生徒につきましても、フリースクール等の紹介など本人が今後社会的自立ができるような道をですね、本人、保護者とともに生み出す努力をしておるところです。特に、各学校においては、不登校対策委員会を設置し、スクールカウンセラーを交え月1、2回程度、学校長をリーダーとして不登校生徒及び別室登校の実態、家庭環境、友人関係等について情報交換をしあい、状況改善できるよう支援指導の工夫改善を協議しているところです。不登校生は、別室であっても、登校できるように、また別室登校生は教室へ入って友達と一緒に学習ができるように、その事を目指して全職員で取り組みをしております。また、県の取り組みといたしまして、学校サポートチーム、これは、10教育事務所管内に配置されておりますが、警察官、教員、OB、更には精神科医のチームであります。による学校支援というものがあって、今年度は数回要請し、各学校に入っただけ直接担当者、教員また学校長と協議、改善策を練っていただいております。一方、本町でも昨日から出ておりますが、適用教室を開設する予定にしております。子どもの居場所づくり子どもの心の発達を促す場所として、その活用を考えているところであります。この様な方策で、現在不登校児童の児童生徒に対して対応しておりますが、より大切な事は、児童生徒が不登校にならないための子どもにとって、明日も学校行きた

い。その様な学校づくりが何よりも大切である事を認識しております。その為、環境づくり、教師の指導力、学校を美しくする、仲間づくり、学級づくり、まあこういうものに日々努めているところであります。以上、簡単ですけれども、私からの答弁とさせていただきます。どうぞよろしく。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 第1点目の鳥獣による件についてご質問いたします。まあ、措置法ができて、まあ町長の方から概略が紹介されたんですけれども、町として、具体的に被害防止計画等立てたりですね、また、その中にあります町で実施主体を設置をしたり、また、この中に民間人の隊員は、非常勤、町の職員と位置付けるとか、隊員には、狩猟の税が軽減されるとか、こういう事があるんですけど、こういう具体的なことについて、町として検討されているかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 今のご質問なんですが、この特措法ですね、説明会が2月の20日にありまして、その後、この制度にですね、近畿農政局の方から県の農産園芸課を通じて要望調査等がありまして、町としてはですね、現在取り組んでおりますので、この事業には要望しております。まあ、この4月からですね、これ適用されることなんですけれども、今後のスケジュールにおきまして、一応まあ、被害防止対策協議会を設置しなければなりませんので、関係する団体、まあ農会または猟友会、そういったとこの専門的な方も入っていただいて、そういった組織化させていただいて、この被害防止計画書を提出しなければなりません。この計画書につきましては、3ヵ年計画という事になっておりますので、それをですね、県の方からも、できるだけ早い段階で提出するよというよな事を、また言われて来ると思います。これにつきまして、制度的には、現在やっている防護柵また猟友会等の駆除活動をお願いしておりますけれども、現在はですね、新たに、民間で駆除体を組織するかというような事はですね、今後、こういった協議会の中で、色々な意見を聞きながら計画もしていきたいというふうに思っておりますので、内容については、これから、組織化、組織を立ち上げてからですね、計画をしていきたいというふうに思います。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 今回、相当具体的に実施主体をですね、設置したり、まあ民間人の、その対応を、非常勤の町職員と位置付けたりしてですね、相当まあ、強烈な対策になっていくんやないかと思うんで、まあ、ひとつよろしく協議をしていただきたいと思えます。この件については、結構でございます。

それと2点目の地域再生対策費の現状と活用という事で、ちょっと質問の仕方が、ちょっとまずかったんですけども、まあ、あのどういう対策費かという事について、また、どいう事を、まあ充てるかっていう事で、町長の方から今説明ありましたけれども、これ、

あの、一番お聞きしたかったところはですね、この対策費が、試算額が発表されて、試算額がですね、宍粟市の場合なんですけれども、2億飛びの900万円、上郡町が5,400万円、まあ佐用町が2億飛びの200万円と、2億、今ですけれども、香美町が1億8,000万円となっておるわけなんですけれども、上郡、新聞で見ましたけれども、財調の残高が1億円とか、町債の残高が1人当たり60万円、宍粟が財調の残高が7億円と、町債の残高が1人当たり173万と、佐用町は20億で1人当たり91万円とか、それから人口にしましても、香美が人口で2万1,000人で、広さは369平方キロメートル、佐用がまあ、2万1,000人で307平方キロと、それから香美町が、経常収支比率が、これ18年のんですけれども95.6。実質公債比率が29.4と、宍粟が経常収支比率が98.4の19.7という事なんですけれども、これから見て、その佐用町がですね、宍粟と広さも多し、宍粟の方が、面積も広し、また財政力見ても、まあ佐用の方がええんやないかと思うんですけれども、そこから見て、まあ宍粟が2億飛びの900万円、佐用が2億という、この試算をされたわけなんですけど、これについて、この教えていただきたいんですけれども、佐用町は近隣ですね、市町と比べて、この2億というのは、これは大きな数字だと思うんですね。他と比べて、特に、あの、極端にという程、香美町でもですね、面積、先程言いました第1次産業従事者と高齢人口比率を反映して、まあ、特にまあ、今回算定されたと思うんですけれども、それから考えたら、香美町がですね、まあ経常収支比率も悪いし、また高齢化率も高いと思うんですよね。そういうような中で、第一次産業者も多いと思うんですけれども、そういう中で、佐用が2億もいただけという事についてですね、ちょっと疑問、これは嬉しいことなんですけれども、この国や県としてはですね、この佐用町の将来をですね、どんなんですかね、私が見るように、悲観的な見方をして、今回これだけの物が下りてきたんかどうかという事を、ちょっとお聞きしたいんですけれども。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 算出の根拠については、また財政課長の方からお話をさせていただきますけれども、これは本当に、たくさんもらって文句を言う事じゃないんで、ありがたい事だと思っております。私も、この数値を見てですね、佐用町本当に、そういうふうに非常に財政力なり色々な面で支援しないと、将来が危ないんじゃないかというようなね、そういうふう県に見られているというふうに見られる場合もありますけれども、それだけまあ、佐用町にも、非常に色々な面で、県の方もですね、財政支援をいただいているという、ありがたいう面もあると思います。で、これは、やっぱり合併算定替という事で、この交付税、これは交付税ですけれども、旧町のそれぞれの基準、算定した物を合算してもらっているというところで、多いという事です。上郡町なんかは、合併していないですから、同じ面積あれでも1町という事での算定です。ですからまあ、旧町で各合併前の4町のね、やっぱり状況というのは、非常に厳しい状況があったと。だから、それに対しての計算で、今回、その合併後の佐用町に合算していただいたという事になります。確かに、香美町なんかですね、非常に厳しいので、私らもまあ、香美町の方がね、大変だなと思っております。香美町より多いというのが、その辺が、ちょっとこの今回のね、趣旨からして、若干私らも、そういう意味では、なぜかなという疑問はありますけれども、その辺は、国の方で基準によって算定されておりまして、ちょっと、その辺の算定根拠については、財政課長が説明します。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） はい、算出根拠につきまして、議員言われますように、その第一産業の就業人口ですね、それから、65歳以上の人口、そして後、田・畑・山林の面積を算入いたします。そういう中で、まあ、補正係数と交付税の関係でございますので、補正係数等の部分出て参ります。その中で、先程言われますように、今佐用町、この、非常に多いと言いますか、ありがたい事に、多くいただいておりますという中で、一番大きなウエイトを占めるのが、これ、一次産業の人口の関係かなというふうに分析いたしております。それから、一次産業の関係ですね、かなりのウエイトを占めておるのが一番大きな要素というふうに分析いたしております。まあ、この地方再生の対策費関係、当分の間という位置付けされておりますので、本当にこれ長期にわたっていただければ、一番ありがたいんですが、今のところ当分の間ですから、これ20年、21年度ぐらいで終わるのではないかなというふうに、こちらの方は予測をいたしております。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） たくさんいただいておりますので、文句は言われないんですけども、町長のお力でたくさんいただけたと思ってますんで。それと、その中で、町長、19年度また20年度の事業について、説明ありましたけども、特にまあ、あの、こういう地域ですから、一般質問等でも良く出てますけれども、妊婦健診の費用、色んな新聞等でも出てますけれども、やはりあの14回、丸々妊婦健診に対しての補助を行政がやっているというような所もありますので、その点についても、またご検討願いたいと思います。それでは、この件については、終わらせていただきます。

3点目の学校問題について、お聞きしたいと思います。教育長の方から説明があり、昨日吉井議員の方からも質問があり、答弁がありましたけれども、私も、あの佐用中学校行かせていただきましたし、まああの、色んな方からの不登校に対しての悩みもお聞きしておるんですけども、まあ、異常な状況で保健室登校があるという事で、まあ行きましたら、職員室にも生徒がおるし、保健室にもおるし、また相談室にもおるし、また別の部屋にも、たまに登校していた生徒がおるというような事で、大変な状況になっているという事も認識しまして、お聞きしたいと思うんですけども、色んな手立てを教育長の方から、先程していただくようになっているという事でお聞きしましたけれども、ちょっと、あの聞きしたいんは、ちょっと変わった観点からお聞きしたいんですけども、特にまあ、不登校生徒の辛抱という事に対して、お聞きしたいんですけども、この不登校児童生徒がですね、まあ、不登校になってですね、この高校、公立高校の受験をする場合、この出席日数等足らなくなってしまうはね。この様な場合、その不登校生徒に対して、どのような配慮をされているのか。保健室登校や他の部屋での出席はですね、また今回は、上月に設置されるような適応教室等に参加した場合ですね、この出席日数等、これが一番やはり高校、公立高校の受験には問題なるんやと思うんですけども、また自宅待機している、その不登校の生徒についての、その高校受験の時のですね、出席日数に対して、どのようにされているか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） お答えします。本当に井上議員が言われましたように、親御さんは、もう必ず出席日数が足らなくなる、高等学校行けない。もうあかんのんでしょうという思

いが、もう早くからですね、そういう思いがあります。これをですね、今県の公立高等学校の受験に関するところですね、不登校生徒に対してもですね受験ができることになっております。ですから、まあ受験しようとする学校にですね、中学校の学校長の方から、事前にキッチリと正直に実態を話する、そういう形になって、まあ、心配は、皆、学校の方もするんですけど、そういう1つの先が、希望もあるという判断であります。現に、そういう子どももですね、高校へ入って、高校に入学したら元気で学習、生活をしていく、そういう実態もあります。そういう事です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 分かりました。別に登校してなくても、別に受験の際のですね、評価には影響しないということ。それから、不登校について、先程学校支援という事で、これは、各市町にですね、全市町村に学校支援地域本部というのが、まあ8年度予算で50億ほどついているんですけども、これは全市町村1,800カ所に同本部が設置されますということなんですけども、これは、どんなんですか、先程、教育長から話ありました学校支援という事で、支援本部という事で、数回はやもう、今までに要請して、実施されておるわけですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） これとは、ちょっと別のものです。私が言いました学校支援言うか、サポートチームというのはですね、県教育委員会が10教育事務所、私の管内でありましたら、テクノにあります西播磨教育事務所の中に、警察それから教員それから精神科医の先生方、3人が、こうチームになって配置されて、学校の色々な問題等がありましたら、養護教諭を通して要請すれば入っていただいて、指導、助言をいただくという形になっていきます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） それから、スクールソーシャルワーカーという、深刻な問題の専門家対応というような、こういうふうな配置は、今、される所ないんですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 今のところは、町内の学校では実際にこう、入っていただいた事は、ない状況です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 今回適用教室ができるわけなんですけども、この適用教室の件について、ちょっとお聞きしたいんですけども、この適用教室が上月なんですけども、適用教室に、どのような配置をされる、適用教室がですね、どのような生徒が、その適用教室に、その出席をする、出席言うんか、で、預かるわけですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） これもですね、先程言いました、不登校それから別室登校生、相当数いるわけですが、全員がそこへ、適用教室に通うとか、そういう事は、当然不可能だと思います。これも、今後ですね、各学校を通して、その該当の保護者と、こういうものができますと。どうですかというような形と、子ども達にも、こういう物があると言って、何かこう新しい物見つけて来ないかとか、そういう話をしながらですね、その中で、行きたいと思う。または、いっぺん行って、そこが自分に合えば続けられる。しかし、そこに合わない子どもがいれば、また学校で対応しなければならないと。そういう事態も起ってくるかと思えます。ですから、この不登校、別室登校生の生徒の中で何人来るか、これも大きな1つの課題でありますし、また先日もお話ししましたように、子どもの問題だけではなくて、その悩んでおられるお父さん、お母さん方の横のつながりも考えていこうとしておりますので、まあ、適用教室の指導員だけの問題ではなくって、教育委員会の者も、また学校とも連携しながら進めていかなあかんと、その様に考えております。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 今、不登校やですね、それから、まあ、そういう他の教室で授業受けてる生徒について、一番、最近感じておるんですけども、教育長が言われるんですけども、横の連絡に、まあ期待しているという事を、昨日からも言われておるんですけども、この横の連絡をですね、親御さんが、あの、まあ連絡取りおうて、同じ悩みをですね、共有しあうという事は、これはいい事だと思うんですけども、生徒がですね、横の連絡を、やっぱり親御さんがする場合、生徒もですね、やはり仲良くなりがちですはね。そういう生徒がまあ、3人なり4人なりがですね、お互いに連絡とって、1人が良くなるうと思っても、その1つの教室の中で、後の3人が、今4人おったとして、1人は勉強しようという事で、元の教室戻ろう思っても、3人が、いやそやないんやというような事で、横の連絡をですね、生徒間がして、余計その生徒同士のですね、その、いい方にいけばいいんですけど、悪い事の考えが密になりがちやと思うんですけど、そこらの件を。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 非常にあの、そこが非常に指導の盲点と言いますか、仲良くしてくれる事はいいいんだけれども、いい方でのね、感化、これを期待するんですけども、どうしてもですね、それだけには留まらない。どうしても悪い方に引っ張られるというか、こういうのが現実であります。ですから、今、先程言いました、適用教室での保護者の横の連絡というのは、そういう時があっても、子ども達に親としてしっかり指導、助言、また話を聞いてやれる、そういう親になって欲しいと、そういう事です。で、中々、不登校、それから別室登校、それから、色んな問題行動を起こす児童生徒については、保護者と子

もとの意思疎通、これが非常にできにくい部分があります。同じ家の中においても本当に言葉がかわせられない。現実に携帯電話が流行しまして、家の中で携帯電話を使って話をしているというのも事実、私は聞いております。そういう中ですね、できるだけ顔を見て、そして同じ部屋でも無言であっても同じ部屋におれる。子どもが親を嫌わない、また親も子どもから逃げない。こういう関係づくりをですね、地道ながら進めて行きたい、その様に思っています。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） この特別教室は、上月の役場内に設置をするという事なんですけれども、これは、どんなんですか、適用教室つくることに対しては、多いに賛成ですし、他でもやられている所、いくらでもあるんでね、賛成なんですけれども、その、先程教育長話された適用教室に入って、今であれば、教室から普通の教室から保健室とか、また相談室とかにおるわけなんですけれども、スポーツはすると、クラブはすると。そやけど勉強はしないと、勉強は、その相談室におるとか、色んなケースがあるという事を、今言われたんですけれども、その場合、適用教室を上月にした場合にですね、ちょっと、また勉強に戻りたいとか、そのような時にですね、またクラブをしたいというような時に、これ戻れないという、まあ距離的な問題もある。その問題1つとですね。それから、適用教室に行ってるんだというような、その学校登校と違ってね、適用教室に、これ登校ですけども、登校しているんだというような、そういう事に対してですね、子どもや親御さんの立場から考えたら、極端な話したら、佐用の中学校行かんと、上月の役場へ行っただけですというような事ではね、何か、そこらの事が、人権的な事も含めてですね、何か問題はないんですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 1点、その適用教室行っていると。それで、学校へ行っへんと。まあ、支所へ行っると、そういう事も起きないとは言えない思います。そういう中で、それを、できるだけ、そういう事がないようにですね、学校と教育委員会と連携しながらですね、対策等々、また回りの子ども達にもですね、説明したり理解を求めていかなければならないと思いますし、また保護者にもですね、今回の適用教室については、該当の親だけではなくって、新年度入りしましたらPTAとかですね、そういう所にもお話はしていかないといけないと考えております。まあ、初めて佐用で、そういう教室をつくれますので、皆さんの理解の下に出発をしたいなど、また、そういう考えでですね、早い時期にですね、皆さんが持っていただきたいなど、そんなふうに思っています。

それから、もう1つは、今考えております適用教室は、週3日、午前中という事で考えております。で、基本的には、まだ細かい事は、ある程度考えておりますけれども、まあ、距離がありますので、佐用町内全部から考えて、まあ、親御さんが、そこへ連れて来ていただいて、そして、連れて帰ってもらおうと。こういう事を基本にしていきたいと考えています。そういう事で、いや、もう午前中は適用教室で、午後は、一旦家へ帰って、部活動があるから、それには参加したいというものについてはですね、また、学校の対応になるかと思えます。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 教育長、ちょっと私が、ちょっと聞いている内容が1つ違うところがある。あの、この適用教室をですね、教育委員会からも相談を受けて、色々と協議一緒に、町としてもさしていただきました。まあ、そういう中で、やはり子ども達の実態として、学校そのものへ行けない。行きたくないという子どもがいるという、そうでしたね。だから、そこのところがね。そこのところ、きちっとしておいてもらわないと。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 今、不登校生、それから別室登校言いましたけども、この適用教室というのは、基本的には、完全不登校生。これを対象にしておりますので、その点、こちらの方も、ちょっと話の方はです。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） そしたら、ちょっと質問お聞きしたいんですけども、今、例出して申し訳ない、佐用中学校ですね、で、まあ、全く不登校やない、登校しているけども、まあ、保健室とか相談室とか別室に行っているという、この生徒はですね、さっき言いましたように、3人なり4人なりが、その1つの、その相談室に入っていると。保健室でもおりますという事であれば、さっきも言うたように、1人が良くなると思うてもよくなれないという事で、まあ、適用教室ができたんだっただけですね、そこは、色んな、そういう小部屋もつくったりして、色々分けてですね、そして、不登校の生徒が登校しやすいように、まあ、また別室登校の子がですね、勉強しやすいようになるんかなと思っただけですけども、あくまでも不登校の生徒が、そこへ行くと。その今までの、その中学校等ですね、色んな所におった生徒、その3、4人でおった生徒が、もっと、やっぱり別れてですね、僕は勉強したいんだと言うた時に、他の生徒が、まあ、横の連携を密にしてですね、お前何言いよんならと、一緒に遊びにいかんか言いよる事で、また元へ戻ってしまうという事のないように、今、今の時点で、何とか考えていただきたいという事を希望するんですけども、そこらの意見はどうなんですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先程も申しましたように、本当に、そこが一番、学校としてもですね、悩んでいるところです。で、そういう子どもに限ってですね、と言いますか、2人なら2人、3人なら3人、共に行動する傾向が、どうしても出てきます。で、しかし、現在、井上議員がおっしゃっております、その2人、3人の生徒の中で、1人はですね、そのやっぱり、その2人の友達から離れて、自分で落ち着いて生活したいんだと、学習したいんだと、そういう思いも持っておるとい事も、学校長から聞いております。そういう中で、

学校なら、学校の中ですね、2つ、3つの部屋、しかし、どうしても、そこへ寄って来る。それをじゃあ、阻止する。いや、君は、ここの部屋できちっとしておいなさい。しかし、それができにくい子ども達がいるという事ですね。ですから、現実と言えばですね、私も現場におりました時に、そういう子どもが目の前にしましたけれども、実際1時間校長と一緒に色んな話をしたりですね、また趣味的な事を一緒にしたりですね、そういう事を校長自らもですね、1時間、2時間子どもと対応していく、そういう実態もあるという事です。で、今、議員がおっしゃっております、それを本当に何とかしたいんですけども、それが、1つの学校の中ですね、授業もあり、そして手空きの先生と言っても、養護教諭それから後、時間が空いている先生が、3人。多くても3人ぐらいの程度ですので、中々、ち密ですね、子どもと常時一緒におると、指導ができると、そういう体制がですね、佐用中学校だけじゃなしに、他の学校もですね、現実があるという事だけのご認識いただきましてですね、今、一生懸命佐用の教職員頑張っておりますので、ご支援いただきたいと思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君、後5分です。

8番（井上洋文君） 一人一人子ども達は、違うわけです。どういうふうにしたら良いか、学習ができるか、現場では大変だね、先生は努力をされていると思います。子ども一人ひとりの状況が、まあ一律ではないわけですから、その子にどうしたら良いのか、常に考えて行動する事が、大切だと思われまます。しかし、学校全体が1人の子どもにとってという考えではなく、こういう決まりだから、こういう事は、他の生徒がまねるからと、まずいというような一律の行動を強いている感があるわけじゃないかと思うわけですが、適用教室と保健室、また相談室の登校も認めておるわけですから、柔軟な考えですね、一人ひとりを見守っていただきたいと思うわけですが、また、私達議員の方もですね、一生懸命頑張らせていただこうと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それと、あの、その発達障害の件なんですけれども、3歳児健診までで町は終わっているわけです。その後、保育園等ですね、健診をやったり、県からですね、まあ、色んな援助受けながらやっておられるようなんですけれども、特に5歳児健診をして、まあ、この発達障害が発見できたというところがですね、やっぱり実態でも、事例が次々出ておりますので、そこらもまあ、検討していただいたらええんやないかと思うわけですが、

それと、最後になりましたけれども、地域、この生活福祉資金の緊急小口資金の貸付制度、これもまあ、あの、12月1日付けで、このパンフレットができとうわけですが、まあ、社協の方から、私ども、昨日ですね、こういう物があるんだという物が各戸に配布されたわけなんですけれども、色々やはり、貸付の内容について、まあ厳しい面もあるんですけれども、特にまあ、小口のお金ですね、どうしても必要な時に、今、こういう時代ですから、貸金業者、サラ金業者等にですね、手をだしがちや思うんですけれども、この10万円まで、まあ、これは償還期間が4カ月以内という事なんですけれども、緊急な時の、これ生活福祉基金と言うて、緊急小口で緊急ですから、こういう事があった場合には、早急に町民に知らせていくべきではないかと思うわけですが、はや、12月から、はや3月なんですけれども、3月になってから配布するという事でないように、ちょっと、あの、今後とも、よろしく認識をお願いしたいと思います。

以上で、質問を終わります。

議長（西岡 正君） 井上洋文君の発言は終わりました。
ここで昼食休憩をしたいと思います。再開を午後 1 時といたします。

午前 1 1 時 4 4 分 休憩

午後 0 1 時 0 0 分 再開

議長（西岡 正君） では、全員お揃いですので、休憩を解き再開をいたします。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
21 番、鍋島裕文君の質問を許可いたします。

〔 21 番 鍋島裕文君 登壇 〕

21 番（鍋島裕文君） 失礼します。21 番、日本共産党の鍋島です。

私は、まず汚職腐敗の町から清潔な町へを求めて質問をいたします。

今回の贈収賄事件の腐敗原因を究明し、その防止策を徹底することは町行政に課せられた緊急の責務であります。

新聞報道での汚職の実態は神戸新聞で見ると 1 月 26 日付けで平成 16 年以降の贈収賄総額は 500 万円を超えている。常盤電機からは 100 数十万円が残る 400 万円は他の業者から受け取ったとし 2 月 9 日付けで、起訴状によると平成 16 年 8 月から平成 19 年 9 月まで藤元被告は業者選定で常盤電機を優先的に選んだ見返りに 130 万円を受け取った。

2 月 11 日付けでは、平成 17 年 9 月、西大畠の水道管工事の指名競争入札で業者選定の際、上月プロパンガスの希望を通したり、予定価格の概算を教えたりし、その見返りとして平成 18 年 4 月、藤元容疑者は同社から 21 万円を受け取った。また 3 月 1 日付けでは、上月中周辺の水道管移設工事の設計業務委託を随意契約とした謝礼としてウエスコから平成 18 年 6 月、約 90 万円を受け取った。ウエスコから藤元容疑者への不明朗金は平成 16 年 6 月以降 600 万円弱に上るとの報道となっています。

そこで第 1 点目として汚職の実態を当局はどのように調査しているのかを伺います。

その として、平成 16 年以降 500 万円を超える収賄額、贈賄業者は 5、6 社と報道されているがについて、どのように調査しているのか。または、司直に任せ何も検討していないのか。その として、常盤電機の贈賄は、平成 18 年度 7 件の随意契約に対し 35 万円とされている。この 7 件の随意契約は同社を優先的に選んだ見返りに賄賂を贈ったとされているが、この 7 件の随意契約の内容の何が問題なのか、また残りの贈賄 100 万円については、どう考えているのか。その として、上月プロパンガス共販贈収賄事件では、業者選定の際、上月プロパン側の希望を通した謝礼としての賄賂とされているが、指名競争入札の業者選定で特定業者の希望を通すというのはどういうことか。また、現在の業者選定でも、このような事はあるのか、ないのか。その 、この事件で、藤元容疑者は、上月プロパン社長に予定価格の概算を教えた見返りに賄賂を受け取ったと報道されているが、この予定価格漏洩について、どう考えるのか。

第 2 点目として、今回の汚職事件の原因究明と、その防止策を徹底する事を求めて伺います。

その として、まず今回の腐敗原因をどう考えているのか。その として、常盤電機が、本町の入札で落札した開札結果を合併前から 10 年間で見ると、本事件該当課の水道課よりもむしろ下水道課事業入札の方が異常のように思われます。例えば、合併前では、異常通報監視装置設備工事入札では必ず常盤電機が落札するという異常さであります。合併後の平成 18 年 10 月 30 日入札。平成 20 年 1 月 8 日入札も常盤電機落札であり、しかも予定

価格以下の札を入れたのは常盤電機だけで他の業者は予定価格の2から3倍の札を入れるか、入札を辞退とするというものであります。この入札実態についてどのように考えられるか見解を伺います。その として、本町の現在の入札状況は、一位不動の法則や落札率95パーセント以上という問題など課題が山積しており庁舎内だけでなく、第三者機関での入札改革を、この事件を契機に考えるべきではないでしょうか。その として、事件発覚後、町長は、長期在籍の職員配置を原因の1つとしているが、現在の長期在籍職員の実態報告と今後の方針を伺います。その として、今回の職員と業者の癒着事件を教訓として職員の倫理基準を明確にして腐敗防止を徹底するため職員倫理条例を検討すべきではないでしょうか。

次に、才金ファーム問題について質問いたします。本議会一般質問では、私の質問までに既に5人の議員が一般質問をし、町長も少しお疲れとは存じますが、それ程、この問題が、本町にとって重要かつ緊急性を要する問題である事を再認識していただいて、答弁の程をよろしく願いいたします。

また、先程、岡本安夫議員が共産党が慎重審議に反対して強行採決に加担したかのような発言がありましたが、これは実態を見ない誤った意見であり、撤回を求めるものであります。

才金ファーム賛否の議会での議論は、昨年11月12日の議員連絡会で、議論が終結したとして議長が賛否の採決を取ろうとした時、この時、私達共産党議員団は、審議の不十分さを指摘し、賛否を取るかどうかの採決で即決賛成7の少数で採決しなかったものであり、岡本議員自身確かこの時、採決取る事に賛成されたのではなかったかと記憶しております。また1月28日の連絡会審議では、今度は、議長が採決をしなかったために、指摘されるとご批判は受けると開き直ったのが経過であります。2月21日の審議は、客観的には、審議は終了しているものであり、そのために臨時議会が招集されていることからして、当然の採決であり、むしろこれにより議会の権威を高めたと言えるものであります。本質問では、2月21日の産廃進出計画の撤廃を求める議会決議や2月26日の上月連合自治会長会の産廃進出反対の機関決定の重みを町長としてどのように受け止めるのかという事と、これまでの経過の中から浮かび上がってきた2つの問題点、1つは、手続きとしては法令順守してきたので、何ら問題がないとの立場だが、そこに落とし穴がなかったのかという事。もう1つは、当事者間、才金集落と才金ファームの協議を行う上で、両者が対等に協議するためのネックになり得る損害賠償問題について町長として、その恐れがないという明確な立場に立たない限り、円満解決はなりにくい問題という事であります。

そこで第1点目として、議会決議の決議後の重く受けとめ円満解決に向けて努力すると町の町長の言明をどう具体化されるのか、まず伺います。

第2点目として12月25日付けで才金ファーム藤井社長から要望書が町長に出されています。最も、このひと月前の11月30日付けで藤井社長代理人の田村弁護士から同じ文書の要望書が町長に出されていたわけでありますが、この内容について伺います。

その として、これ以上時間が掛かり進出を断念せざるを得ない場合は、佐用町に数千万円を請求するとありますが、この数千万円の内容を確認されて報告をお願いします。

その として、この数千万円の請求に対する本町顧問弁護士の見解を明らかにされたい。

その として、要望書の返事を文書にて1月18日までに提示していただくとあるが、提示した内容を明らかにされたい。また、その後の才金ファームからの意見や要望の全てを明らかにされたい。

第3点目として、才金共有林管理委員会と才金ファームとの土地売買の覚書について伺います。

その として、この覚書には、契約解除等についての記載がありませんが、解除する場

合の法的有効性というより法的責任というのはどれ程のものか。多額の損害賠償をしなければならないのかについて顧問弁護士の見解を明らかにされたい。

その、顧問弁護士による幕山住民への説明会をすべきではないでしょうか。

第4点目として、県条例紛争の予防と調整に関する条例第13条について、町長が関係集落を才金だけとして県にあげた意見書を撤回し、隣接集落を関係集落とした意見書の差し替えをすべきではないでしょうか。これまでの、私の質問にできないと町長は答弁されていますが、県に、この事で折衝した事はあるのかどうかを伺います。

最後に、福祉の諸問題について質問いたします。

第1点目として保育行政について伺います。

そのとして、3歳未満児で入園し、年度内で3歳になった場合は3歳児として保育料に変更すべきではないか。

そのとして、昨年、税源移譲措置でと、通告していますが、19年度保育料は18年度の課税額で決まりますので、定率減税の半減で保育料が高くなった実態はないのか。

そのとして、延長保育実施問題で、町長は、園児数25人以上ぐらいを基準にと答弁していますが、来年度幕山保育園で実施はできないのか。

第2点目として、国民健康保険法第44条では、病院での窓口支払の際に、失業などで生活が困難な人は減免できるとなっており、06年9月議会で私の質問に町長は検討すると答弁されています。どう検討されてきたのか。

また同法により町民から申請があれば対応すべきではないでしょうか。

以上、この場での質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、鍋島議員からの質問にお答えをさせていただきます。

まず、今回の事件、贈収賄事件についてのご質問でございました。まあ、今回の事件の全容とか内容については、私も、まだ新聞報道等でしか分からないわけでありまして、まあ新聞報道がそのまま正確であるかどうかは、分かりませんが、その報道に則ったご質問でございましたので、分かる範囲で答弁をさせていただきたいと思えます。

まず、今回の贈収額についてどのように調査しているのかとのご質問でございましたが、いや、収賄額ですね。収賄額につきましては、本人が逮捕、起訴されている状況でありますので事情聴取もできません。また知人名義で管理されていたという口座についても、私どもにも調査権がございませんので、調査のしようがないのが実態でございます。

次に、契約の何が問題なのかということですが、どの工事契約でいくらもらったのかということの詳細につきましては、ハッキリ申し上げまして私どもには分かりません。現段階で憶測でもものが言える、言うべきものでもございませぬし、また随意契約についての問題点は見直しを行ってまいりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

次の質問の業者選定の際、上月プロパン側の希望を通しとの件でございまして、旧町においても、多分そうであったと思えますし、現在でも指名業者選定委員会によって、公正に審査されており、業者の希望なり意見を聞くという余地はないというふうに思っております。

次に、上月プロパンの藤元容疑者に予定価格の概算を教えの件についてでありますけれども、予定価格の記入は、入札の直前に私が記入をし、入札会場で開封するものでありまして、これが予定価格が漏れるという事は考えられませんが、設計は、当然職員が積算を

いたしておりますので、概算は推測はできるという事だと思います。

次に、今回の腐敗原因をどう考えているのかという事でございますが、原因については、色々と考えられますが、その1つは、前にも申しましたように、1つの職場で勤務が長いこと、まあ、その長年の経験によって、他の職員が係われないような仕事の仕方をしていたというような事。そういうところが、原因の1つではないかというふうに考えております。

次に、常盤電機の開札結果を見ると、水道課よりも下水道課事業の入札の方が異常ではないか、ということあります。入札価格のばらつきや辞退につきましては、各業者の会社の事情によるものでありまして、私達が関与できるものではありません。入札は、厳正に行っておりまして、その結果が、そのご指摘のような状況であります。これが全て異常であるというふうには思っておりません。

次に、入札改革を、この事件を契機に考えるべきではないかという事があります。入札につきましては、これまでも、以前にも増して指名業者の数を多くするなどの方策もあってまいりました。今後も委員会で一般公募入札を始め、色々な観点から公共事業の適正な執行のあり方について検討するよう指示もいたしているところでございます。今後においても、常により公正で透明性の高い入札制度を確立していくことが、当然必要であろうというふうに考えております。

次に、長期在籍職員の実態と今後の方針という事でございますが、長期というのを、どのぐらいに見るかということもありますけれども、まあ、ちなみに5年以上の同一職場に在籍する職員数を調査をいたしましたところ、現在約400名中、63名という数値となっております。職種には経験の必要な職場もございますし、専門職の職員もおります。長期にわたり在籍することが一概に悪い事とばかりとは言えませんし、やむを得ないという実態もございます。また、合併後の本格的な異動につきましては、まだ合併後、あまり期間が経っておりませんし、まあ、最初に定期の人事異動といたしましては、19年の4月に1回行っております。勿論、この時にも在籍に対する、長期在籍に対する職員についても考慮をいたしましたし、異動を行ってきたところであります。まあ、4月の異動につきましても、業務の支障のない範囲内で長期在職者については、考慮していかなければならないかというふうに思っております。

次に、倫理条例の検討をという事でございますが、この件につきましても、以前にもお答えしたところでございますが、公務員は、さまざまな事が法で規制されております。あえて倫理条例まで制定しなくても、法令の遵守、また公務員としてのモラル等々、これまで以上に職員研修にも努めてまいり、二度とこのような事件を起こさないように全力で町民からの信頼回復に努めてまいる考えでございます。

次に、才金ファーム問題という事でのご質問でございます。これまでも、それぞれのご質問いただいた議員さんの方にもお答えしておりでありまして、どう今後、この請願の採択を受け、また上月自治会等の連合自治会の決議、確認なりを受け止めていくかと、具体化していくかという事でございますけれども、当然、やはり先程にも申しましたように、計画については、一旦、どうしてもやっぱし、中止の方向で、それぞれの当事者と、また話し合いの中でですね、理解を得て取り組んでいかなきゃ、努力をしていかなきゃいけないという事でございます。

次に、藤井社長からの要望書の件でございますが、そういう文書で出ております中で、「数千万円」の費用等の内容という事でございますが、これは、確認はできませんし、しておりません。記載内容から推察いたしますと、当然、これは、この事業に係わるものでありますから、一昨年から才金ファーム工場の建設計画に向けた推進のための諸費用として、今日まで、費用を要しているという会社側の見解でありまして、顧問弁護士の方にも、

こういう点については、相談をさせていただきましただけでも、当然、いくらというのは、会社から幾らでも請求はできますと。そういう意味で、根拠と言っても、それは、会社が、その相手側が考える物であって、これが根拠で全てであるという明確な物を、今、こちらで考えられるものではないという事でありませぬ。また、覚書については、契約まで交わした場合は、その重みは違いますが、覚書であっても、経済行為の中での約束事でありませぬから、その事から見ればですね、約束を破れば破棄した事、当然、そこに何らかの賠償請求なり損害請求の出る、その理由になるものであるというふうに、その様に聞いておりますし、当然だろうと思っております。

次の、顧問弁護士による幕山地区への説明会という事でありませぬ。私も、こういう問題が、法的な問題が絡み、また訴訟というような事も想定されるじゃないかという中でですね、弁護士において、そういう想定されるような事を地域の皆さんにも理解と言いますか、承知をしていただいた方がいいのかなという事で、相談をさせていただきました。しかし、まあ、弁護士の見解といたしましては、前提となる問題がですね、まだ不明確の中で、そういうふうな訴訟を前提とした内容的なものを説明をするというような事は、これは、ちょっとかえって、まあ、と言いますか、弁護士としてはできないんじゃないかというふうに指導があり、指導と言いますか、回答がありましたので、現在のところ予定はいたしておりませぬ。

次に、意見書を撤回すべきではないかという事でございますが、意見書の撤回については、臨時議会の時にも申し上げましたが、県の紛争予防条例に基づき、公文書として提出したものであり、撤回は出来ないものと考えておりますし、県にも確認をいたしました、県としても同じ見解でございます。

続いて福祉の諸問題についての、保育行政関連で、3歳未満児で入園し、年度内で3歳になった場合は、3歳児としての保育料にすべきではないか、とのことでございますが、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金についての旧厚生省通知により、保育の実施年齢は、入園した、その日の属する月の初日の年齢によることとされており、その児童がその年度の途中で誕生日を迎えても、その年度中に限り保育の実施年齢は変更しないものとされておりませぬ。町においても、この通知に準じて年度途中での保育の実施年齢は変更してならず、年度中の保育料の変更についても実施する考えはありませぬ。

次の「昨年の税源移譲措置で、保育料が高くなった実態については、保育料は原則として前年の所得税額、所得税が課税されていない場合は、前年度の町民税額により決定されております。保護者の所得状況により個々に毎年所得税額に変動があり、税源移譲措置による保育料変動の単純比較は困難であります。国において税源移譲が、保育料に影響を及ぼさないよう徴収金、保育料基準額表を改正しており、町においても、これに準じて階層設定を行い、税源移譲が保育料に影響しないように配慮したところでございます。

3点目の幕山保育園で、延長保育をとることであります。ご質問をいただいてから、実態を担当課なり保育園にも行って聞いております。現在、幕山保育園の入園予定は、来年度22人となっております。現在、保育園におきましては、町内のどの保育園に通ってもいいという事になっておりますし、町の方針といたしましても、限られた職員の配置によって、この延長保育等の要望に応えていこうという事でありませぬので、幕山保育園での延長保育は、今のところできないというふうに判断をしております。幕山から延長保育なりを希望されている方、また延長保育だけではなくて、保護者の通勤、勤務の関係なので、まあ上月保育園また佐用保育園の方にも入っておられるというふうに聞いております。まあ、佐用保育園、上月保育園は延長保育をしておりますので、そういう選択もひとつお願いしたいと思います。

次に、国保法第44条の適用について、どう検討したのかという事でございます。近隣

市町の状況等考慮して判断したいというふうにお答えしたというふうに記憶をしております。国保料金につきましては、減免ができるように、国保料につきましては、そういうふうに改定をいたしました。この窓口での診療につきましては、近隣では、姫路市とか相生、赤穂なり宍粟なりが規則、要領で定めておられるようですが、実際に調べましたところは、減免された実績は無いように聞いております。現在、町といたしましては、昨年12月に減免規定の見直しを行って、リストラ等で、失業等でですね、失業されたような場合には、減免の対象としておりますので、一部負担の減免措置については、現在のところは予定はいたしておりません。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） ええっと、まあ時間が限られておりますので、スイスイと質問答弁やって行きたいと思えます。やっていただきたいと思えます。

まず、汚職腐敗の問題から短時間で伺います。

まず、全体の感想として、岡本議員の質問に対して、新聞報道でチェックするぐらいしか情報がないという事でね、言われました。だったら、その新聞報道を本当にチェックされているのかなと思って聞いたら、私は、先程の答弁ではね、新聞報道も本当にチェックされたというふうには、感じられなかったというのが、率直な感想です。それで、伺います。例えば、この常盤電機の最初の問題の35万円の問題でありますけれども、賄賂の対象となったのが7件の随意契約、この内容はどういう内容かと言いますと、7件の内4件が、いわゆる随意契約の中でも合見積もりのない1社見積、3件が3社による見積、これは町長も報告されました。これに35万円、つまり業者選定でお世話になったから、35万円送ったというのが報道であります。で、伺いますけれども、この随意契約の1社見積の方にお礼なのか、3社見積なのかという事があります。この随意契約の選定に対して、業者選定で優先的に選んでくれたという内容はどういう事なのか、この辺りをチェックされていないんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、なの優先的に選んで、その見返りという事で、報道されておりますけれども、実際に、それが正確なのかどうかは、私は、分かりません。はい。しかし、その、今、この業務のですね、性格上、これまでずっと、まあ、この内容的に見ますと、このポンプの取替えとか点検とか、そういう、その継続した業務の中で、どうしても、その施設を熟知している、これまでずっと、そのそれを業務をやって来た所。そういう所が一番、逆に言えば安く、また正確にきちっとできるだろうという事で、選定もされていると思えますので、それを選定したから、そのそれによって、それに賄賂が行ったというふうには、だけにはですね、私はとれないところがあります。それは、ずっと今までの長年、そういう形態で業者の技術なり業者の経験という事もひとつ活用しながらやって来たという実績の中で、見積、業者に見積を取ってるという事になっておりますので。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） これ問題なのはね、これ合併後の 7 件とう事での、合併後の 7 件に対して 35 万円という、この報道、これがほんまか嘘か分からん言われたら、それまでやけども、しかし、少なくとも新聞報道では、そういう事になっとんです。それで、私が聞きたかったのは、この合見積のない 1 社見積というのは財務規則違反であります。ところが町長は、先程の理由でね、説明を、設備を装置を設備した業者がやれば、メーカーの資材調達にしても何にしても安くできるし、わざわざそういう場合は合見積する必要がないと、それが実態だというように、ずっと言って来ているのです。逆にね、そうであれば、この 7 件に対してね、何も賄賂を贈る必要ないというのが率直な感じですね。つまり 7 件に対して、この 1 社見積にしても、これ当然の事だという事であればね、業者が、わざわざ賄賂を送る必要がないというのが、これが考え方の筋じゃないかというふうに思うんです。逆を言えば、町長の、その 1 社見積を正当化して来た、その理屈自体が、この事件で、ちょっと破綻しとんじゃないかと、考え直す必要があるんじゃないか。つまり、業者からしてみれば、1 社にしてもらったという事は、非常に優先的に選んだと考えられる、つまり、いくらその業者が、その装置をやったとしてもね、維持管理も合見積された場合には、当然、他の業者が取る事もあるというふうに考えているんじゃないか、ちょっと、そのあたりを考えるんですけど、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、1 社見積を、私は、まあ全て正当化をしているわけではなくって、まあやむを得ないね、実情もあるんだという事です。ただ、そういう仕事をね、逆に、私ら側から見れば、そんな賄賂のような物を送らなくたってですね、自分は仕事はできるはずなんです。これまで実績もあるわけですから、そのところで、なぜ、その一つひとつの事業なり契約について賄賂がわたされたというふうに認定をされているのか、実際長年の、その、こういうそういう関係の中でですね、工事が出た場合には、その何パーセントかのリベートを出すような物をね、継続して、そういう形が出来上がってきたのか、その辺がですね、私は、今分からないところです。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まあ、とにかく新聞報道をチェックするって言うのであればね、合併後の 7 件に対して 35 万円の賄賂というのが新聞報道ですから、やっぱりこれは、厳格にね、町長としてチェックしていただきたい。先程の随意契約を見直すというのは、そういう事ではないんですね。それだったら。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いや、だから、随意契約においてもですね、安易に随意契約をしていた面もあるんじゃないかという事で、当然まあ、これは審査会なり、またそれぞれの各

課の業務の中でも見直しをしております、それも個人1人の設計なり担当者ではなくってですね、一応随意契約についての伺いをきちっと上げると。チェック、それぞれの担当課の中で、複数でチェックをするとか、そういう見直しもするようにしております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 是非、これは、その35万円の賄賂は、それ指定した賄賂という報道なんでね、その辺りは、再発防止するという本気で考えるんだったら、厳格にチェックしていただきたいというふうに思います。続いて、上月プロパン問題では、業者選定の際云々の問題ですね、これは指名入札ですから、指名参加業者の事だというふうに読めるわけですが、それでも、それで、これについては、副町長に、指名委員会の副町長にお伺いしたいんですが、町長は先程、そういった事はないというふうに言われました。指名の参加業者を決める上でね、それで、伺いたいのは、直接なかったとしても、当然の事ながら、色んな指名において、業者から是非指名に入れてくれとか、そういった事は再三あるというのが、実態じゃないかというように思うんです。業者にしてみれば当然ですね。生活に追われておるんですから。そういった状況については、どうなっているのかという事と。それと、指名に入れてくれというのは、分かるけども、逆に、この業者を外して、今度の指名は何社にしてくれとか、そういった、これは副町長として聞かれるような実態はないのか、この点を率直にお伺いいたします。

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） まあ、こう思って、思い出しますと、最近につきましてはですね、そういった事を要請を受けるというような事はございません。まあ、むしろ入札の方につきましては、全部で53社あるんですか、54社ですか、こういう中で、公平公正に指名なりをしていただいているというような事ができます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、あの下水道関係の問題で、もうちょっと詰めたんですが、ちょっと、昨日下水道課長が非常にへそ曲げておられまして、むしろ下水道課がきついというあれは何ですかと、私は下水道課長をいじめたい為に言っているんじゃないという事を、先に、前もって言うておきます。町長、お伺いしたいんですが、旧上月の事は、分からないと言われたらそうなんだが、1996年から下水道課の異常通報システムの入札状況見ると、これは必ずね、常盤電機が落とすという実態になっておるんです。それで、落札率も、もう95パーセント以上という実態です。これは実態ですから聞いておいてください。それで、問題は、合併して2回ありました。その内1回は、1月21日の臨時議会で議案取り下げになった件ですけれども、これについては、もうビックリするんですけどね、例えば、この10月30日と1月8日、10月30日のやつなんかは、入札に8社が入ってね、その内辞退したのが6社で、落札は当然常盤電機ですけれども、もう一方の日新電機という会社が札を入れておるんですけれども、その額が、予定価格の4倍近いと。当然、

常盤電機は予定価格内ですから落札しておるんですけども、こういうのが実態なんですね。町としては、それは業者に任せてますから、何とも言えないという事であるればね、これはもうチェックする必要がないというふうに思うんですけど、先程の答弁だったら。こういう実態は、これは少しおかしいんじゃないかと、ちょっとどうなんだろうという事で、関心を持って調査するというような、そういった立場に立たれませんか。その事を伺います。

議長（西岡 正君） はい、町長、。

町長（庵逄典章君） 当然、関心を持ってですね、分析はしております。で、やはり、1つは、これは以前にね、そういう談合なり、今言われる調整があったんじゃないかと、私も、そういう事は、当然あったんじゃないかというふうに思います。

しかし、現在の社会情勢の中で、各その企業も、そういう事が非常に大きな、当然こうリスク、かえって企業の存続にかかわるようなことの違反行為であるという中でですね、そういう事が行われたい、そういう調整をしないという業者間の中での、今、関係で、入札が行われているというふうに思っています。そういう中で、こういう今回、それぞれ日新電機が、ああ、常盤電機が行っておる事業というのは、町が発注しているのは、先程言いました長年の、今、経験実績の中で、ずっと継続してシステムをつくり上げて来ているものを維持したり、またそれを保守、修繕したりというようなものです。だから、他のメーカーさんが入っても、中々それは、その実際には分からないし、すごく、その1からやってみようとするれば、コストが掛かるわけです。ですから、そういう意味で、いくら指名してもですね、実際には入札に参加しない。参加して、譲ったという事になれば、これは、談合という事になってしまいます。それで、そういう事と、実際参加したとしても、自分とことしては、これだけの物をもらわなければ、今の新しくやろうとすればできませんという企業側としての物、金額が提示されてくるというような、私は実態であろうというふうに分析をいたしております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 実態としては、予定価格以内に入れるのは常盤電機だけという、この2件にしてもそうなんだけど、そのあたりについては、どう考えるのかという事と。

その予定価格の3倍、4倍入れても、うちはこれだけ入れないと仕事はもらえません。理屈は、そうでしょうけども、逆に予定価格知っていて、4倍、5倍入れてるんじゃないかというふうにすら思えるんですね。そういった角度からの検討はできませんか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） それは、会社の方のね、中身を、そんな事聞くわけにはいきませんが、分かりませんが、その、どうせ、どっちにしても、そういう会社の方として先程言いましたように、新しく自分の会社が、それをやってみようとするれば、相当の、その経費なりリスクを伴うと、そういう事に対する積算になってくると非常に大きな物になるというところは、1つは理屈としては、私はあるんじゃないかと思えます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それでね、結局、ここで押し問答してもしょうがないんだけど、いっつもそうなんだけど、結局は、分からんという事になるんですよ。今までの、この問題ではね、結局、私言っているのは、その弁護士も入れたね、いわゆる第3者的な機関で、きちっと、これチェックしないと、中々実態として分からないし、もしも不正があれば正すことはできないんじゃないかと、そういう意味で、庁舎内だけじゃなくて第3者機関でね、チェックすべきだといったように思っているんですけども、このあたりは再度検討されてはどうかという事1点と。それと、もう1点、後、藤元被告の問題でありますけども、まあ2月に懲戒免職起訴された後、懲戒免職という形になって、町職員ではないのが、今、実態であります。しかし、そこで伺いたいのは、この問題は本当にね、どういう実態の中から、こういう問題起ったのかという事を調べようと思ったら、当然、起訴されていますから、当然、裁判が行われます。当然の事ながら、町としてもね、十分関心を持って、この裁判には必ず傍聴をして、実態を町として、きっちり掴んでいくと、その中から再発防止の教訓を学んでいくと、作り出していくという、そういう強い姿勢がないとね、本当の再発防止、または、清潔な町をつくっていく上での事にならないんじゃないかというふうに思うんで、その先程の点と2点、答弁お願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、あの、弁護士を入れてとしても、弁護士は、中々そこまでね、入れて、どれだけの、また、そういう弁護士としての指導なり効果があるのかという、それは、ちょっと疑問だと思います。まあ、入札については、今制度も色々と、できるだけ公募、一般公募型の競争入札にしておりますし、先程指摘の入札に結果はいう他の業者が辞退または、というような事態の中でもね、一般公募した中で、そういう実態が出て来ておりますのでね、そういう制度としては、できるだけ公正な公平なまあ、競争性が保てるような入札制度というので、研究をしてみたい。また、当然まあ、そういう今後、裁判によって、今回の事件の全容が、それぞれ公の場で明らかになって来るという事ですので、十分関心を持って、その点については、調査しながら、今後の再発防止に役立てて行きたいというふうに思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、才金ファームの問題について質問いたします。

損害賠償の問題で再質問したいんですが、損害賠償は2つであります。つまり町、町長への損害賠償。それから才金住民への損害賠償。この2つに分けて質問いたします。

まず、町、町長への損害賠償の問題です。まあ、数千万円は、向こうがふっかけりゃ、幾らでもふっかけられるんだという、弁護士の見解らしいですけども、普通、数千万円と言って、要望書で書いてきたら、これは何を根拠と聞いてもいいじゃないかというふうに思うんですけども、それは聞いていないという事があります。それで、伺いたいんですが、数千万円は、ちょっと置いておきます。昨年12月14日に、顧問弁護士の川崎弁護士に

対応した。この時、金谷上月支所長同行と書いてありますけれども、住民課長が行かれたんですかね。その報告書によりますと、町の手続きに法令上の問題はないかという質問に顧問弁護士は、町としては、法に基づく手続きをし、その後は県の判断に委ねるしかないでしょう。というのが、顧問弁護士の見解として書いてあります。それで、伺いたいんですが、町が訴えられるどうのこうのという事が、盛んに言われるけども、まず現時点ではね、これは、この弁護士の言うように、法的手続きは何ら問題がないという事でありますから、これはどっからも訴えられる筋合いはないというふうに判断していいんじゃないかと思えます。その点では、現時点では、訴えられる、町として訴えられる要素はないというふうに思いますが、そのあたりどう考えているかという事と。今後の問題として、町長は審議会が規制対象事業所に認定されれば、不服審査や提訴、裁判されるんじゃないかという事を盛んに心配されているように聞こえます。今の発言がね。じゃあ、町長としては、審議会が規制対象事業所になったら、これは、法的手続きで、まあ裁判ですけど、出訴されるというふうに考えておられるのかどうか、この2点うかがいます。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 現時点ではですね、当然、通常の場合と比較すれば、この手続きが、かなり時間掛かっている事は確かです。しかし、それは事情があるという事ですから、手続き上、何ら問題がないんですから、それによって、町が、提訴、訴訟されるという事はないというふうに思っておりますし、そうならないように、今、一生懸命やっているわけです。それから、その審議会等について、これは、やはり、分かりません。確かに、実際に、それが提訴されるかどうか。訴訟されるかどうかですね。ただ内容から見て、その水道水源条例の内容から見ますとね、これを、その適正に判断してあるかどうかという事になりますから、企業側から見て、水道水源に違反してないと、そういう汚染をする恐れがないという事の主張の中で問題、訴訟なり損害を、それによって処分をした時にね、その処分に対する訴えが出て来るという可能性はあります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） まあ、とにかく現時点で訴える筋合いは何もないんですよ。で、問題は、その審議会の問題なんですね。で、今の事をね、単なる内部で言っている間は、それは、分かりませんが、その事を、町長は外部で言っているという事だったら問題なんですよ。と言うのは、審議会が、まだ結論出していないのに、規制対象事業所となったら、不服審査で含めて出訴されるか分かりません。分からないという事で、分からないと言っておられるんでしょうけど、そういう事を言ってはならないんです。町長として、審議会へまだ答申していないんですから、その点はね、厳格にね、守っていただきたい、審議会の答申受けたんだったら、それは、それで、町長として、その恐れがあるかも分からないという事はいいかも分からないけど、現時点で言うのは、大きな問題があるというふうに思いますので、その点の明確な答弁をお願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、私も審議会の中ですね、一応審議委員じゃないですけども、

一応、意見を求められて出ているわけですから、それを言っている事がね、そういう事について状況判断、状況をお話しすることがいけないと言われるのは、僕は、ちょっと了解しかねます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 結論に対して1つの圧力をかけるというようなね、そういう側面があるという事は、これは是非、そこは分かっていたきたいというふうに思います。それで、問題の才金住民の損害賠償を確認します。この川崎弁護士の見解であります。これも当たり前ですけども、この覚書が正式な土地契約売買書でない事は一見して明らかであります。私も専門家じゃありませんけれども、初歩の本を読んだとしても明らかですね。これは。そういう事からして、この弁護士は、これは正式な物でないから、契約不履行での賠償責任は裏返してですけど、起らないというふうに言うてます。これは、正式な物だったら契約不履行で起るだろうという事ですから、起らない。だから、契約不履行は起らないというのが明確です。それで、この弁護士はね、ただし、覚書でも約束だからという事で、そういう事がいくらかの補償があるかも分からんというふうに言っておられるんです。一部で、私は、専門家じゃないけども、正直かなと思ったんですけども、ちょっと山田議員がメモと言ったの、ちょっとあれ誤解でね、私は、姫路総合法律事務所の竹嶋弁護士に確認したんですけども、竹嶋弁護士の見解は明解でありました。勿論、正式な契約書でないという事と。それと、この覚書をチェックすればね、結局、裁判での材料としては、裁判ですよ。こういう場合の損害賠償の裁判での材料としては、口約束程度の物だという事があります。ただし、口約束も契約なんですよ。契約だけれども、損害の賠償を求められるような物ではないというのが、竹嶋弁護士の見解でありました。その事を踏まえてお聞きしたいんですけども、顧問弁護士はいくらかの補償があるかもしれんというふうに見解、竹嶋弁護士の見解は、それはあり得ないという見解、是非ね、町長に弁護士の見解違う中で、分かっていたいていいんですけども、じゃあ、なぜ、その損害賠償はあり得ないかという事をね、是非、町長として竹嶋弁護士に問い合わせていただきたい。今月にも、無料法律相談もありますのでね、それで来ていただいても、お待ちしておりますので来ていただきたいんですけども、是非、その事をね、才金住民、幕山住民、佐用町民のためにね、明確にさせていただくと、その姿勢がはっきりしないとね、中々今後円満解決のためにも、色んな支障が出て来るんじゃないかというふうに思いますので、見解は違うのは分かりますよ。しかし、なぜ、これは損害賠償の恐れはないというふうになっているかという事を確認していただく事は必要だと思っておりますけども、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 町の顧問弁護士におきましてはですね、それは、最終的に、それが損害賠償が発生するかどうかは、これは分からない。しかし、請求する事は、これはいくらでもできますと。顧問弁護士が、自分が依頼を逆の立場で受ければね、それは、そういう文書を書き、そういう、その請求についてやりますと。で、その額については、言えば、証紙だけたくさんあれば、額的には、相当色々理由を付ければ増やす事ができますと。ただ、その、それ、まあ、それは裁判の中で、明らかにされる事だと。しかし、先程言いましたように、契約は、その正式な契約ではないけれども、覚書と言えども、今言われた

口約束であっても、これは経済行為の契約なんだと。これを一方的に破棄すれば、それに伴う損害が出た時にね、それは、損害の賠償の理由になると。これは。これは僕は竹嶋弁護士も一緒じゃないかと思うんですよ。それが、全く関係ないんだというような、弁護士が言われたというのは、私は、あまりにも、その弁護士として無責任な話ではないかなと思うんですけど。

21 番（鍋島裕文君） 町長、そんな事言うたらあかんわ。あのね、だから、素人だから、専門家のね、弁護士の見解違うんだったら、そういうふうに損害賠償の可能性が、まずないという見解があればね、素人として、きちり確認する必要があるんじゃないか。これは、どれ程ね、この事が住民にとって大きな影響があるかという問題なんですよ。弁護士によって意見が違うなという、傍観者的な立場でね、おっいていいという問題じゃない。まあ、さっきから顧問弁護士も言ってる。竹嶋はこう言っているで、何で、そうなのかと、私は確認したらこうだったと。ねっ、そういう事は、当然必要じゃないかという事を言ってるんで、町長が弁護士に対して、それは失礼だと、どうのこうの、また、そういう立場でもないし、そういう専門家でもない。町長は。素人だからね。はっきり言って、そのあたりは、是非確認していただきたいと思えますけど、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） あの、無料弁護士相談会は、いつあるんですか。

21 番（鍋島裕文君） ええ、3月29日2時から南光文化センター。

町長（庵逄典章君） 私も、ちょっと時間的に用事が。

21 番（鍋島裕文君） 5時まで待ってます。

町長（庵逄典章君） はい、まあ、無料の時に。

21 番（鍋島裕文君） 勿論、町長だけ有料ということはありません。はい。

冗談はさておいてね、それ程重要な問題なんで、是非確認していただきたいというふうに思います。それで、もう1点、以上が、損害賠償の2つの問題。それで、法令順守の問題で確認したいんです。もう法令順守からすればね、もう道は1つしかないんですよ。それで、もうこれは、県にも相談したら駄目だと言われるけども、まず、結果的にね、ああいう形で才金だけで進められてきた、これに対して隣接住民含め住民の声を聞いてくれというのが今回の請願の決議であります。その決議を受けて町長としてね、あの5月までの事前協議の意見書、県条例13条の意見書の撤回というのか差替えですね、実態はこうだったという事で、これは県に聞いたができないと言われたと言われるんだけども、この差替えが絶対できないというんだろかというような疑問持っているのは、私は、県民局の担当者に聞いてみたらね、絶対できないという事なんかはないでしょうという事なんでね、考えられるとしたら、一旦処分を決定したんだから、それを町長として翻すのはできないという事なのか、それとも、もう、この制度自体に一切そういう差替えはまかりならんという事なのか、どちらなんです。これは。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 手続き、行政としての手続きの法令の中で法令順守という事であれば、それはできないという事ですね。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君、後5分です。

21番（鍋島裕文君） ええっとまあ、だったら、その県民局との見解は違うなというふう
に思うんだけど、これは法令上の問題で言えばね、これは、それしかないというわけで、
私は、再度これ検討して欲しいなというふうに、もう一回要請しておきます。それで、後
最後の問題ですけども、保育行政の問題については、ちょっと、あの昨年3月議会で取り
上げて、また3月予算委員会で取り上げた幕山保育園の問題ね、これ、ちょっとあんまり、
あの事はいかされてないなと思ったのは、来年22人の入園予定で、他に上月や佐用の方
に入るといような事ですけども、昨年問題になったのは、幕山で延長保育がないから、
上月保育園に入れざるを得ないといような事が問題になったんでね、だったら、その人
達が延長保育あるんだったら、25人近くになるというのが、昨年の議論だったんですよ。
そういう事からしたら、今回の、その事全く抜かれとんじゃないかと。上月保育園に入れ
る人達に対して、幕山で延長保育やるんだったら、幕山に帰りますかといような事も含
めて検討されたんかどうかね、その辺りはお聞きしたいんですけど。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 今現在の保育所は、それぞれの保護者の皆さん方が希望する保育園
という事で、校区等の指定は既にごさいません。

〔鍋島君「それは分かってるんや」と呼ぶ〕

福祉課長（内山導男君） ですから、その関係で、基本的に昨年のお話がありましてから、全体
数の数の中では、私どもチェックさせていただきましたが、個別に、そういう調査は行っ
ておりません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） あの、それだったら何のために、昨年ね、3月議会の一般質問、予
算委員会で、この3月議会の一般質問は、基準が30人だったんですよ。それが予算委員
会で再度取上げたら概ね30だから、25でもケースバイケースだというのが、町長の答弁
だったから、だから来年だったらいけるかも分からんというふうに期待しておって、これ
とい事になれば、その1年間何の検討されたのかなという思いにかられるんですけど
も、課長、そんなふうに思いませんか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 昨年の3月の一般質問の中で、町長の方が概ね30名を基準としたという答弁をさせていただきました。その経過から言いますと、本年度、今年希望が出ておりますのが、22名であります。これがですね、極端な解釈になるかも分からないんですが、幕山で30名以上が出てという話であれば、当然、前回の答弁に基づいてですね、検討していただくあれはあったんですが、本年度、たまたま22名だったという事で、検討はさせていただいておりません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） まあ、そういう問題ではね、22だけど、上月保育園に行く保護者の意向や何やらをね、やっぱり調査する不手際があったと思わざるを得ない、この事を指摘しておきます。

それから、国民健康保険法の44条ではね、これは法律で、その様にできるとなっておりますんで、国保税の減免じゃないですよ。窓口一部負担金。つまり国民健康保険証を持っているけども、お金がないために病院にかかれないんだと、色んな事情でね、そういう人のために、この国保第44条あるわけで、これは是非ね、検討していただきたいというふうに思うんですけど、これは、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、できるという事と、しなきゃいけない事との違いはあります。これは、近隣の状況を見てという事で、今回ね、今言いましたように、国保、まず税の方での、そういう減免措置をとれるようにしていただきましたので、今後の課題とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、終わりですか。終わりですね。

鍋島裕文君の発言は終わりました。

続いて、19番、森本和生君の質問を許可いたします。

〔19番 森本和生君 登壇〕

19番（森本和生君） 森本でございます。通告いたしておりますように、産業廃棄物の処理施設才金、株式会社才金ファームの事業所建設計画について問うものであります。

世界は今や地球温暖化対策をめぐる世界全体の温室効果ガスの排出量を削減する必要性を訴えております。わが国でも全国10カ所の環境モデル都市を目指しているところであります。本町においても自然環境を守り安心安全のまちづくり、豊かさの実感できるまちづくりを目指しているところであります。

しかし、現実には、幕山の才金集落に株式会社才金ファームの産業廃棄物処理施設の建設計画が出ている状況であります。この議会でも、私で7人の議員が、この問題について取り上げております。全くこう降ってわいたような問題で行政側また議会側も、また住民も混乱をしているような状況が続いているところであります。これは、1企業が佐用町内以外の産業廃棄物処理をするための施設であり、本町や本町の住民にとっては、何のメリットもなく大変迷惑な施設であると考えているところであります。また町長は、関係地域を部落山を業者に売却する地元集落に決めて進め、その他幕山地域に対しては、十分な説明や協議も行われる事なく進んでいったものであります。

それで、 番、平成19年4月27日付けの県に回答をした産業廃棄物処理施設の設置にかかわる紛争と予防と調整に関する条例に基づく説明会等実施状況報告について町長は今でも妥当な判断であったと思っておりますか。

、19年10月4日、幕山地域住民説明会において水道水源保護審議会の会議は住民説明を十分にしてからとの約束はどうなっていますか。

番、19年12月25日付けの株式会社才金ファームより佐用町長宛の佐用町水道水源保護条例に基づく審議の遅れに対する要望に書かれている内容は事実でありますか。

番、平成20年2月21日の幕山自治会提出の産業廃棄物処理施設計画撤廃と早期問題解決を求める請願書が採択されましたが、今後の対応を問うものであります。以上。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君） それでは、一般質問の最後となります森本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まあ、森本議員の最初のご質問の中でですね、今、世界は地球温暖化の対策という事について、非常に大きな責任があり力を入れなきゃいけないと、そういう時期だという事が前置きにありました。そういう中で、この産業廃棄物処理施設、それは全くメリットのない迷惑な施設なんだと。そこのところはですね、やはり今後の、私は、色々とお互いに研究をして勉強をしていかなきゃいけないところではないかと思っております。この施設の計画が最初に出て来た時に、私は議会の中でも、こういう問題についてお話をさせていただいたというふうに記憶をさせていただいております。説明会等の実施状況報告について今日でも妥当な判断であったと思うかという事でございますが、県条例に基づく、事業計画、周知計画また、公告縦覧等の手続きについては、それが十分に配慮されたものであったかどうかという点については、色々今、ご指摘も受けているところですが、手続きといたしましては、妥当な判断であり、あったというふうに認識をしております。それによる、町条例に基づく手続きも行っております。また次に、審議会は住民説明を十分に行なってからということではありますが、この件につきましても、審議会前にですね、幕山自治会の皆さん方と、色々協議を重ねらしていただいた上で、一応、審議会についての了解もいただいて審議会を開始いたしております。水道水源保護審議会は、今日まで6回の審議会においてもですね、6回の審議を重ねていただいて、まあ類似施設等の視察も行っていたりして、慎重な審議を行っていたところであろうというふうに認識をしております。次に、才金ファームより提出された審議の遅れに対する要望に書かれている内容は事実かという事ですが、文面から推測いたしますと、当然、才金ファームは、会社の立場として書かれておりますから、それは、それで見解としては才金ファームの見解であり、それが事実かどうかという事ですから、具体的、大方、これまでの経

過の中で、それに沿った形で書かれておりますので、概ねは、当然、大きな、お互いに違いはないというふうに思っております。しかし、建設計画についてですね、地元自治会と町の積極的な後押しによって進めてきたものとの文面につきましては、まず、当然、この事業について、会社として、才金ファームといたしましては、当初から、地元才金と色々と協議をされて、才金ファームの中で、才金の中、集落の中で説明会を持たれたり、類似施設の視察も行われたりして、地元の中では、概ね、これについて賛同を得た中で、進められて、最初に、そういう段階で、町の方に申し出があったという事でありました。ですから、この件について、私も、そういう事業の内容等十分確認をしていただく、そういう意味で、類似施設の視察もして、安全性、安全面については、何ら大きな問題ないだろうという判断ですし、先程、お話ししましたように議会にも後報告しました時に、現代の時代の中で、地球温暖化等の1つの対策の中で、この様な植物残渣等を生ごみをコンポスト化して有機肥料にしていくような企業であり、この点については、地元の了解があれば、町としては問題ないだろうという話もさせていただいたという事です。ですから、その事が、会社においては、行政においては、後押しをいただいたというふうにとられていると思います。しかし、その点、後の事業とか、それについてはね、町として一緒になって推進、当然、企業の事業でありますから、積極的な関与をしているという事はございません。次に、水道水源保護条例に基づく審議における水道課の見解であります、「審議の遅れ」の藤井氏の発言でありますけれども、今、鍋島議員のお話しにもありましたように、町の手続きにおいて、当然、色々と事情があり、審議は時間が掛かれば、掛かるという、掛かるわけですから、これによってのですね、審議を、慎重な審議をするという上で審議が遅れているという認識はいたしておりません。幕山地域住民への説明、度々の協議を行いながら、県条例に基づく手続きの終了、また水源保護条例第7条に基づく措置がとられていることからして、同条第3項に則した手続きを行っている状況、また審議委員の皆様の見識に委ね、慎重に審議を重ねている状況を適時、藤井氏も確認をしている。していただいているというふうに思っております。

最後の請願書採択に係る今後の対応については、多くの議員の皆さん方からご質問いただき、度々、お話を、私も答弁をさせていただいております。森本議員も十分に聞いていただいていると思いますので、その点、ご了解いただきたいと思います。

この場での答弁とさせていただきます。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番(森本和生君) この問題も各議員から、色々とお話があったわけなんですけれども、ちょっと切り口変えてね、質問していきたい思います。

町長、今思うとね、僕何も町長責めてどうこういう事ないんですけども、本当にこの、来ようとしておる藤井ファームの才金ファームの会社の、この人、この会社のこういう感覚の人が現実には、以前は信頼して、これええ会社やなというような感じで持っておったんやけども、今、思うてみると、これはというような、そういう感覚は持ってないですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 今までですね、これまで、この一般質問でですね、たくさんの皆さん方からご質問をいただいて、この解決に向けて、私が、まあ何とか地域の請願、地域の

皆さん方の思いを受けて、円満に解決をして行くためには、これは誠意を持って、この話し合いをして、やっぱり、これは当事者である才金、そして藤井ファーム、藤井社長、その皆のやっぱり言えば良識ある判断を最終的にもらう、理解をしていただくということ、その事をお願いをして行くという事を何度も話させていただいてます。そういう事で努力をして解決していかなきゃいけないだろうと、そういう私は、今、ギリギリのと言いますか、話をしている時です。そういう時にね、今、森本議員のような質問の中で、これは、その方に対してですね、信頼がおけないとか、どういう人だとか、そういう事を、その言えば、信頼関係当然崩れていきます。そういう事が言えないだろうと、その事は、やっぱり議員としても、逆に察知していただいてね、配慮いただいたいというふうに思います。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） あのね、何も、その町長に言いにくいところまで言うてくれという話じゃないんです。現実にね、これ一般質問で、私入れて7人の者が、この才金ファームの事で、水道水源の話が、1 回目の話が出てから、それからずっと議会に、色んなこういう形がありますよって、町長も報告される中でね、最終的に12月の15日、ああ25日の、これ見てビックリしたんはね、あれ、この会社話し合いで、色々と住民の方に溶け込んで幕山の才金地区に企業を進出して来て、そういう形で住民と一緒に企業も発展していくような、そういう気持ちで出てこられたと思うんですけども、これ見て、あれ、これ訴訟とか損害賠償とかいうような話になってくると、これはもう話が、もう前へ行かんような話になって来る。それに以前に、もっともっとうる水道水源の審議会を早めて結論出してくださいとかいうような事をね、まあ、こう文書が出て来て、それから、こう来るんだったら、またよう分かるんですけども、こういう、はよせなんだら、損害賠償訴えるぞというような、そういう考え方の企業が、今度来るという事になったらね、これから、何か、もし万が一来るとしても、したとしても、そういう会社と、これから話し合いをしていく、問題があった時に、こういう問題がありますよ。気を付けてくださいと言うたら、こんなもん問題あれへんと。問題があると思うんだったら訴えて来んかいというような、そういう感覚の会社なんかかなと思うような事で脅威ですねって、僕はビックリした。この文書読ましてもるて、あれこれは、そんな会社来ようとしておるんやなというふうに思うとうわけなんですけれども、私の考え間違えとうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 私が会社の立場でですね、会社の弁明をする必要はないんですけども、その文書が出て来たという以前にね、当然、そこにずっと長い経過があるわけです。ですから、まあ通常のこういう手続きにおいて、まあ会社、ここにも、私も答弁しましたけれども、一応は、法令に則って会社としても違法な事をされているわけではないわけです。で、水道審議会においても、6月の最初に7日に開いたと。それから約半年になっておるわけですね。それは会社に対しては、その私も行政指導という形で町としても、十分に地域の人々の理解が得られるように努力しなさいと。ですから、最初は、才金集落の中が、まだ反対があり異論があると、それなら才金がきちっとしてもらわないとできないんじゃないんですかという事で、才金の中での再度の説明会をされたと、その後、才金以外の周辺集落の皆さん方も、これも聞いてないという事で、説明をしてくださいと。それは、会

社としてもやりますという事でやられたと。だから、そういう事で、時間が、その時に紛糾したり、色々たくさん意見が出たんで、暫くそれは時間が掛かるけれども、これは、事業としてきちっと進めていくためには、これは地域の皆さんの理解が必要なんですから、これは時間的な、時間は掛かりますよというお話をしました。その中から 10 月、11 月、地域の自治会と才金の皆さんとも自治会長のお話をさせていただいたと、そういう事で、まあ会社側から見ればね、通常であれば、その手続き的に見れば、3 カ月、4 カ月で終わるものが終わらないと、結論を出してもらわないという事から、そういうね、これは民間企業においては、私は、その裁判か何か、直ぐに言うたというふうに言われますけれども、まあ藤井さんの弁護じゃないですけども、その辺は、会社の立場として、そういうふうにしていかないと会社としても、色んな事業計画というものを遂行していかなくちゃいけないという立場から見れば、そういう文書が出て来たという事だと思います。ただ、それを、町がほんなら、そのまま認めるかどうかでは、当然ありませんし、今、藤井ファーム、才金ファームという会社の中でね、どういうふうに、この事業をどう遂行されようとされているのかわかりませんが、かなり会社としてもかなり切羽詰った中で、そういう事が出来ておるんだらうというふうに理解しています。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 町長、苦しいとこと思うんですけども、僕、苦しいところまでは聞こうとは思わんのですけれども、とりあえず、町長、あんまりこう、今一番初め話されたように、これから交渉するんやと、そやさかいに、そういう形で、考えて行くさかいに、とりあえずは、会社のどうこうというような事までも、今は言えませぬよというような腹の内はね、僕もよう読み取れると思うんです。そやけども、その、その辺の事は、こないな会社だったかなというような形は、当然持たれとう事はあると思うんですがな。こんな事までされるかって、そやけど、ここに書いてあるね、12 月 25 日に、このあの出てきとう審議の遅れに対する要望っていうような形の中で書いてあるやつは、全部役場の町長の事を、それから職員の事も全部あからさまに出したような事まで言うてはよせなんだら、何千万言うて書いとんですか。これ。数千万円の費用について貴町に対し請求させていただくことになりましていう、こういう挑戦的なような考え方で書かれとう事はね、会社との信頼関係が、そこではや失われてしまうような感覚があるさかい、話のしようがないというような感覚の捉え方で、この文章は出てきとうだらうと思うんです。それで、僕らが知らなんだような事の、この文面が出てきとう事で取りあえず、ここまで聞こうとは思わなんだんですけども、聞かなしょうがないなと思うんですけども、町長は、一番初めも説明されましたけれども、建設計画は地元自治会及び貴町の積極的後押しによって進めて来たものであります。積極的に進出について後押しして来たんは、町やがなという感覚で文書、こう書かれておるんです。そういうふうにした、僕受け取れんのですけれども、こないな事までね、聞いて町長どうこういう事やなしに、円満に解決するという事なんで、僕は円満に解決するためにはね、ここらへんも、よう十分に踏まえた上でね、会社に交渉をしてもらおうという事がほんまに大事な事で、よっぽど腹くくっていかんだら、これもう訴訟でうまいこと行っても、うまくいかなかったら、数千万円費用を貴町、佐用町の事だらうけども、請求させていただきませぬよなっていうような事はね、普通書かんですよ。書きますか。ほんなら、それ言うてみてください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 積極的に後押しを受けたと、この解釈、藤井さんが取っておられるのは、私は、今回の事業の中身を、その技術的な問題ですね、あの施設の、まあこれまでも、当然、ああいう、その当然、植物残渣、生ごみなんかの処理をする事業所というのは、色んな所にたくさんあるわけです。それも色んな方式があります。そういう中で、藤井社長が開発をされて工夫して特許を取ってされている方式というのは、非常に技術的には優れた物であると、これは、兵庫県の県の方の担当課長もですね、担当者もですね、そういう点については、非常にまあ、技術的に優れた施設であるというふうに評価もされています。私は、その辺について、あの施設についてね、当初から議会にもお話ししたように、あれだけのああいう方式によって、こう現在の私達が排出している特に下水道汚泥等、町内にも、たくさんこれからドンドン出て、その処分にも実際は困っているわけです、それを焼却するというだけのね、処理方法じゃない。土壌に還元できるような施設、そういう点を評価して、そういう物であれば、地域が皆さんが、この理解して同意されるのであれば、町としては何ら言う事はないんじゃないですかという最初の言葉ですよ。だから、その点についてね、藤井さんも非常に拘っておられるというのは、この施設が非常に公害を撒き散らしたり、危険であったり、その皆さんが心配されるという事で、先程も山田議員も言われてましたけれども、そのごみの捨て場になるとか、そういうその、そこに汚い物を持って来てですね、ドンドン捨てられるような放置されるような、そういう危険なんだというような事で反対があって、そうだから認めて、この事業を中止するという事は、これはやっぱり企業としてね、やっぱり今後の企業の展開としても、一番憂慮する認められないところなんだという事です。だから、水道水源においても、きちっと、それは評価をして欲しいと言われるのは、水を出さない方式でできておるんだと。これは、これで評価をしてくださいと。そういう上で、なお且つ、そうであっても、地域の皆さんに本来産業廃棄物の処理という中でね、こういう施設は、もう何とか止めて欲しい、素朴なり、住民の皆さんの、そういう思いがあれば、この点については、やっぱり考えなきゃいけないですねという話です。ですから、それをね、人物が信頼がおけないとか、何とか、これは何の根拠もある意味ではないんです。ですから、やはり、今出ている計画に基づいて、やっぱり行政としては、町の責任として判断するところは判断をして、そこでやっぱり、きちっと認めるところは認め、評価するところは評価した上で、話をしないと、あなたが、その悪い事をするから駄目なんですという話し合いでは、もう話し合いにはなりませんし、それだったら、今の段階においては、会社としては、そのとおりもうドンドンやりますよと。絶対に、これはやって実際に設置して事業をやる事によって証明するしかないんだという言葉にまでなってしまうわけです。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） 時間がドンドン過ぎるんですけども、町長、まだ未だに、その企業に対してね、そういう考え方を持っとんだという事で、何も私、その企業の技術的な問題とかいうような事やなしに、この文面見たらね、そういう感覚でしか思えんような企業が来ようとしとんですよという事を聞きようわけで、とりあえずね、町長まだ、あの、こ

の5月の11日に当然、県の方に出された産業廃棄物処理施設の設置にかかわる紛争と予防と調整にかかわる条例に基づく説明会実施状況報告についてというような形の、この3番、事業者の資質に関する事項について意見ありません。意見ありませんという事は、問題ありませんというような形になっとうとは思いますが、資質は、町長は悪くないという話をされとんですけれども、私も水道水源の審議会に出ていっつも言いよんですけれども、今まで6回、それから1回目から、ずっと、この話聞かせてもらう中で一番初めのヤマサの残渣を、この施設で処理してもらいたいんですというような話の中から、工場見学に行った時には、そんなもん誰がするんやて、そんな事、誰が言うたんやて、ヤマサの残渣なんか受入れえへんでっていうような説明までして、したような事についてもね、それは1つ、ほんの1つの例ですけれども、その企業の形態、社長の考え方、一番初めの1回目には、ヤマサの残渣を処理する事。それから汚泥も処理しますよって、牛糞、豚糞もやりますよっていう話で説明受けたのに、工場見学行った時には、ヤマサの残渣なんか、誰が受け入れますかっていうような話が変わっていつておる、そういう形についてもね、ああ、この企業はどういう企業なんだろうかと、説明が1回、2回、ほいでまた、次の時になったら、いやあれヤマサの残渣もやりますとかいうような話が出るさかいに、これ何、どんな企業なんだろうなって言うて、信頼はおけないんです。そやけども、この5月の11日には、はや町長はね、いやもう意見ありませんって、こう出される、この時点ぐらいまではね、当然、ええ企業やなと思われとったんやけども、段々段々、こう交渉してみると、という様な事を感じるんです。この文章から見て。そうじゃなかったですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、森本議員もね、そういうふう感じられてるという事なんですけども、それを私に、今、ここでね、どうだこうだというコメントをね、まあ、求められても少なくとも、そういう事がね、今後の交渉なり、今話があります。だから、それ以上、私は、そのこういう過去のどうだとか、今の段階で一つひとつの行き違いとか、そういう事を細かくほじくり出して行っても、これは解決にもつながりませんし、そのところは森本議員もですね、これが最終的に裁判にでもなったり、もう、その訴訟になったり決裂をしてやっていかざるを得ん、その時に私も、当然、腹もくくりますし、それはそれでね、そういう方向で、今は何とか円満に話をしていこうと。そういうテーブルに乗ってやっていけるのではないかなという、それをやらなきゃいかんし、やっていただけると、そういう思いの中で、今話をさしていただいているんですから、あまり、そういうとこまでね、ドンドン、ここで私に言わさないで欲しいなというふうに思いがします。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） ちょっと話変えます。

ほなまあ、この文書見てね、ああ、こないな会社なんやかと、ビックリするなと何回も言うんですけれども、とりあえず、ここで先日からも話出ておるんですけれども、水道課長が、形式的にも水道水源審議会を開くんやというような形を言ったというような事で、僕もええがい聞き取れなんだんですけれども、現実、もし万が一訴訟でもなったら、こ

の文章が、山田議員も言われておりましたけれども、この文章の訂正するべきところは、文章できっちりと相手方に送って、そういう事は言うてないのに、何で、こういう事を書くんやというような形で、きちっと出しておかなければ、色々後、大変な問題が起こります、残りますよってというような事から言うてもね、課長、これは、きちっと文章でね、自分が言うてないんだったら、言うてませんよと。こういう事を訂正してくださいという事だけは、きちっと出しておかなかつたら、電話でしたとか何とかいう事ではなしにね。その辺は、どうですか。

議長（西岡 正君） はい。

水道課長（西田建一君） はい、あの、この件につきましては、一昨日と昨日と同様なお質問が山本議員なり山田議員から出ておりました。その時にお話させていただいておりますように、その件につきましてはですね、直接お会いさせていただいた中で、そういう事の話もさせていただいておりますし、言った事が正確に書かれてない事もありますよというような事も、私自身お話をさせていただいております。そういった中で、十分に今後ですね話の中で、きちっとしていただくような話を、再度ですね、していきたいなというように思ってます。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） この文書見て、まあ思い出したんやけども、その第 1 回目の時に、今日どうでも決めて欲しいんやってというような形を、皆さんも報告しておったんですけれども、いや、それは、ちょっと待ってもらいたいんやと。議会の総意を持って出て来るさかいに、次回にしてもらいたいというような事を話して、その第 1 回目は、審議会では、結論を出してないというような事から言うたら、これ文書見たら、ああ、裏でこう言うと思ったさかいに、第 1 回目決めたかったんかなってというような感覚が持てるんですけれども、そうじゃなかったんですか。

議長（西岡 正君） はい、水道課長。

水道課長（西田建一君） その件につきましてはですね、昨日もお話、若干させていただいたと思うんですけれども、私のですね、認識につきましてはですね、県の方の条例に基づいた手続きが、きちっとされておると、それから地元の方の山林用地提供、そういう面も、きちっと話しできておるとというような状況、それ以外の事につきましてもですね、地元に対しましても説明なりですね、事業計画等が話される中で県に対する条例における、条例に基づく手続きがされ、手続きが終了したという認識の中で水源条例を早急に、水源条例に基づいて審議会早急に開き結論が直ぐ出るのではないかなというような、私の当初の認識がありましたんで、そういう第 1 回目の発言をさせていただいたという事でございます。で、その文面に書かれておると、そういう事じゃなしに、そういう事も実際言った記憶もございませんし、そういう意味での裏取引がされたというような事は、絶対、全体の中で話しはしておりません。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本君、ああ、町長。

町長（庵逄典章君） 今回の段階でね、水道課長を、色々と質問されても、当時としては、私は、それはある程度水道課長の立場、水道水源だけの立場で見ればね、これは、もうそういう手続きが済んだ、事前協議終わった中で、一応水道水源審議会というものは、これは、特に問題ないだろうという認識を持って望んだと、これはもう当然だと思うんですよ。ただ、昨日でしたか石堂議員が、この水道水源条例というのは、そういうもんじゃないんだと。県や県なんかの条例だけでなくてですね、旧町として、上月でも、そういう産業廃棄物の問題があったと、だから、産業廃棄物そのものをですね、全て、この何とか、廃止、進出を阻止するためにつくった、つくられたもんであると。で、じゃあ、それならばね、私は、残念だったなと。言うんか、私らも、そこまではね、水道水源は、水道水源の条例として純粹に、それぞれの担当課は受け取ってます。しかし、それであるんでしたら、一番最初に産業廃棄物の処理施設ですという事は、はっきりと、私は議会の中でも言ったはずですよ。それを、何か聞いたような事があるなというような、そんな、曖昧な言い方をされたんではね、私は、逆に議会としてね、こういうふうに言われるんでしたら、やっぱりお互いに責任を持っていただかないと。その時に、産業廃棄物の処理施設であるけれども、目的は、こういう物ですよという話で報告をさせていただいたはずですよ。ですから、そのあくまでも産業廃棄物そのものを全てをね、駄目なんだという事で、決めて、そういう条例も作られているんでしたら、じゃあ、もう、そういう産業廃棄物というのは、どんあっても駄目だよという話がね、やっぱりしていただければ、また、それは、それで展開は変わった部分もあるわけですよ。

19 番（森本和生君） 私の質問に答えてえや。

町長（庵逄典章君） いや、ですから、水道課長をね、その段階で、色々と今の段階で責められるというのは、ちょっと困りますという事です。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） あのね、僕は課長責めよんでもないんです。この文書を見たさかいに、こういう事を言うた文書が来とんだったら、この文書が間違いですよと、こないな事言うたらへんでって言うて、きっちり文書で相手方に返しておかなんだら、このまま受け取って、ほたがしておったら事実になりますよという心配をしてあげよんですよ。町長、僕、課長責めてね、あんたこない言うてどうこうや言うてというような事じゃなしに、これは気を付けなさい言いよんです。

町長（庵逄典章君） ただね、そういうふうな審議について事前の水道課も、この手続きについて事前協議を受けて、そして町として周知をどういうふうにする、周知計画とか、そういう物を提出させてやっているわけですね。ですから、それが全部終わっているんだから、少なくとも、それは水が出ない、そういう施設であるという、そういう物の中でね、そういうニュアンスの事は言ったと思うんですよ。これは、ある意味では、いやいや多分言ってると思いますよニュアンスの事は。だから、そのとおりの事じゃないって言ってい

るんですよ。ただ、それは会社として、こういう文書出して来て、それは自分とこの都合のいいようにね、自分が有利なように文書を書くというのは、それはしょうがないですがな。それを、ほなら訂正しなさいって言ったって、何の証拠もないんですから、訂正、向こうがするわけがないですし、それは、逆に訴訟になった時には、向こうは勝ってに言うた事であり、それがほなら証拠があるわけでもない。いや、こんな事は言ってませんっていう話に、そこでやらないとしょうがない話じゃないですか。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） そこでやらんでも、この文書が来とんだったら、出しときなさい、こんな事言うてませんよって、

〔「そんなもん意味あれへん」と呼ぶ者あり〕

19 番（森本和生君） 意味ないん。そうじゃないだろう、これもし訴訟になったら、これがあれになるやで。

町長（庵逄典章君） それは、訴訟になったら、それは一方的に向こうが言って来ているだけの話じゃないですか。

〔森本君「ほー、まあ」と呼ぶ〕

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

19 番（森本和生君） まあ、町長、そういう認識だったら、私が心配するほどの事もないでね、ええと思うんです。僕、町の事を思って、こう言うてあげる事でね、とりあえず、これから話ししていく上においてね、こういう事の書類が出てきたら、これ皆議会の者も持っておるというような事になってきたら、これの、言うてない所は、ここは訂正、こっちからしてますよという事だけはしておかなんたら、後、大変な事になるん違いますかっていう事だけで、いや、そんな事になれへんという事にあるんだったら、私らが心配する必要もないと思います。

それから、もう1つ紛争予防、もう1つここ言うときましょか。それから、もう1つだけね、水道課長が言うとう、その当社の建設する産業廃棄物処理施設は排水を伴わない施設でありという事を言明して言うとういう事は、町長は、今、言われたように、それは言うとうと思いますよってというような事を言われたら、これ文書、これ訂正するところないですわな。当社の建設する産業廃棄物処理施設は、排水を伴わない施設であり佐用町水道水源保護条例は、排水による水質汚染防止を目的とするものであるから排水のない施設については同条例に定める規制対象事業者には該当しない、該当する事はないっていう事を課長を言明したような文書が出とういう事は、この後の形式的にもいう事よりも、まだ重大な話ですよ。あっこの施設については、一滴も水を流さないという事を課長が保障できるんですからいう事までの文書が出ておったら、これの方が大きな話になりますよっていう

話、水道水源の形式的にも開きますよっていう事で続いて行っとなやけども、その事より、その事は、形式的にもって言うたか言わんか、そないな事は、どっちでもええ話なんやけども、もう1つ上の、その水道水源の目的とするものでないから、一滴も水を流さないさかいに、排水には影響しないから水道水源にかける、水道水源の事業所に該当する事はないがという事を言明僕はしてないと思うんですけども、こういう文書まで出されたら、ほなら課長が、あの施設は、そういう排水、その工場で起きる水について、汚染された水が一滴も出ないんやという事を言明するいう事は、そこまで調べてしまったかっていう話になって来た時には困らへんかっていう事を言うてあげよんです。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、審議会の前にですね、課長が、それは全く、その規制対象施設ではないというふうに言明したというのは、それは間違ってますし、私は、まあ形式的なっていうような言葉があったかどうかというのであれば、別に形式的にだろうが、形式だろうが、それは審議会は審議会で、ちゃんとかけるんですから、それは何ら問題ありませんっていう話なんですけれども、その、課長が、その前段で、その規制対象施設ではないという事を言明したという事を書いてありますか。

19番（森本和生君） 書いてますね。

〔水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、課長。

町長（庵逄典章君） 課長答弁。

水道課長（西田建一君） この件につきましても、昨日申し上げましたように、そういった規制対象事業所になる事はないという限定はいたしておりません。そういった藤井社長に対しての話は一切しておりません。私の記憶としてね、ただ、お話をさせていただいたのは、いわゆる事業計画の中に書いてある内容を、いわゆる排水はですね、処理、この醗酵処理過程の中で、一切水を出さないという事業計画を提出され、それに基づいて手続きが、県の手続きが終了したと。そういう状況、それから条例に基づいた、いわゆる事前協議なりですね、実施措置の実施計画の周知計画、そういう物も手続きをされた中で、最終的に、措置の実施措置果報告書に基づきまして、私の方が受付けて保護審議会に町長からも意見を聞くという事で、保護審議会でも審議してあるという、そういう状況を話しているだけであって、絶対的に規制対象、この才金ファームの産業廃棄物がですね、規制対象事業所としてはないんだというふうな話はですね、今まで一切藤井社長に対してしたという事は、記憶にございません。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

19 番(森本和生君) だから、してないいう事を、僕も課長信用しとうさかい、そやけど、こんな事まで書かれて来てますよって、そやさかいに、きちとした事を、返事を返しておかなかつたら、何かの時には、また変な事になりますよいう心配をしてあげよんですよっていう事を何回も言いよんですがな。そやさかいに、その辺だけ注意して、しておかなかつたら、これが残りますよって、分かりますか。

議長(西岡 正君) はい。

水道課長(西田建一君) その点につきましてはですね、私の方もですね、藤井社長に対して、返事を返し、抗議も出しております。

〔 森本君 挙手 〕

議長(西岡 正君) はい、森本和生君。

19 番(森本和生君) それから、もう1つ、紛争予防条例の第10条には、事業者は、事業計画について周知計画に基づき関係住民に対し、説明会を開催したというような形の事は、この文書にも書いてます。それが才金地区の地域指定が才金地区で同意をもらって周辺の、周辺地域を指定したんが、才金地区だったという事で、昨日も町長言われておつたように、そういう事だったわけですね。そうですね。それから、石堂議員が聞かれておつた、この中でね、これは10条に基づく事業者は、事業計画について、周知計画に基づき関係住民に対して説明会をという事は、それは才金地区として500メートル以内のところに町長は指定して、才金地区の同意を了解をもらいました、説明をして了解をもらいましたという事で、当然、その書類は出しましたと、5月11日の分で周知計画の分でいう事なんですけれども、今度、水道水源の審議、佐用町水道水源保護条例、この中の第7条の中の事も石堂議員に聞かれたと思うんですけれども、第7条で水道保護地域において、対象事業場を設置し、または操業しようとする者は、あらかじめ町長に協議するとともに、関係住民に対し、事業場の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他必要な措置をとらなければならない。という事が、この水道水源の7条の中に入ってますね。これは、水道水源、僕も審議会に入つとんやおけども、この問題になってから、ずっと、この条例も何回も何回も読み返して、理解しようと思うんですけれども、今、10条で申請された才金地区だけの説明会をしましたよ。そやけども、今度、水道水源の条例のところに来たら、水道水源の網のかかろう佐用町全域に網を掛けたわけですよ。審議会の中で、水道保護条例の区域として網を掛けました。1回目に、1回目だったと思うんですけども、課長そうですね。ほな、この7条の中の住民説明は、どの区域にするんですか。

議長(西岡 正君) はい、課長。

水道課長(西田建一君) 7条の区域関係住民ですね。

19 番(森本和生君) はい。

水道課長(西田建一君) これにつきましても、今まで、ずっとご指摘もいただいております。で、森本議員の網をかぶせた物につきましては、水源保護地域のもので、いわゆる佐用町全域をですね、第1回目の審議会で網をかぶせた。で、それを網をかぶせた事によっ

て、そこに3番に書いてありますけど、対象事業所ですね、定義の中、3号に書いておりますという事は、この佐用町全域の中で対象事業所をですね、設置しようとするものについてはですね、7条で事前にあらかじめ町長に協議をしてくださいよと。そして、関係住民に対して、これを説明をしてくださいよという規定なんですね。ただ、それに基づいて、私の指導をしてですね、事前に才金ファームの方からですね、3月に、そういう説明会をしますよと、そしてやった結果をですね、報告を受けております。そういう事です。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） それが才金地区だけやという考え方じゃ、ここではないでしょ。こっちは県に出す10条の問題、こっちは水道水源の審議会の中の水道の、水道の水を取る所、その地域は、この条例で第7条で、その説明会を事業者、出て来うとする事業者は説明しなさいよという事は、それを報告しなさい。審議会に報告しなさいという条文じゃないんですか。これは。

議長（西岡 正君） はい、課長。

水道課長（西田建一君） ただ今、申し上げましたように、保護地域は町全域なんですね。保護地域。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 聞いと思ったら。あの、水道水源についても、町の水道水源に基づく事前協議問いうのがされています。水道課にね、じゃあ、どこを関係地区として、どういう手続き、こういう手続きでよろしいかという事で、それは、まあ、当然県の方の紛争条例に基づく才金地区という所で説明会をしますというものは、ひとつあるわけです。町の水道水源については、水道水源としての、そういう周知をする、その手続きの事前協議、その中で、結果的には同じ才金地区を説明をしなさいという事です。だから、それは手続きとしては同じ時に説明をしているかどうか分かりませんが、事前協議の中では、別々に事前協議を受けて水道課の方が指導をしているという事です。で、今回の水道水源については、周知をしなさいだけです。同意を取りなさいとか、その了解を取りなさいという事ではない。だから、その周知をする中で、その当然、異議が出てきたり、また問題があれば、また、そこでまた、次の段階で、議論を、そこで協議をするという事になるんですけどね、ですから、そこは、水道水源が、今森本議員は保護地域が佐用町全域やから、佐用町地域が関係者や、そこには、関係者というところが出て来ているわけです。その見解として、そりゃ、水道全部、流域がそうじゃないかという考え方と、やっぱし水という問題、その水源の、水源の所ですから、それは、才金なら才金なんだという、当事者としては、考え方でやっているという事です。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

19 番（森本和生君） あのね、町長、ここね、この7条のとは、僕も抜けておったし、町長も、これが、もう1回よう、これ読み直してもらいたい思うんです。そやさかいに、やっぱりこういう事もね、今度来る事業者にはね、説明せなあかんっていう事が、ここに入っとうと思うんです。そやから、その辺の事もね、交渉の段階の、交渉言うか、その相手方とも言う時にはね、これが1つ抜けておると、これを説明してまわらなあかんどというような形の指導をね、する1つの、これは材料なんです。そやさかいに、これは水道水源の、水道水源言うたら、ほなら才金に水源があるわけじゃないんです。水道の水源7条、それは10条の問題で県に出す書類は10条ですよ。普通常識的に考えたらね、水道保護、水道水源の保護に関する問題については、水源の、まあ例えば常識的に考えたらですよ、どこまでいう事の規定はないと思うんですけれども、水源、水を取るとこの、区域といえば、幕山にあるんか言うたら、幕山じゃない、上月かいうたら上月じゃない、久崎なんです。久崎の人まできっちり住民説明をしてね、町長、今言われたように、その、どない言うんか、その考え方を、もっとこう真っ白に考えてもろて、ほいで、業者に対してね、これ1つ抜けておると。水道水源の保護審議会の協議をする中でね、ここの部分第7条の、この事前の協議及び処置が、こういう形で久崎の住民まで説明をきちっとして、了解を求めなかったら、この水道水源の審議会は、それを説明して、それを持って上がって、審議会に報告しなさい言う事になっておるんでいう事を、その辺の事ね、一方ばかり見んと、もうちょっと上手に解釈してね、ほいで、その辺の事も含めてね、やっぱりしていかな、僕、ここは、ものすごく大事なことやと思うんです。そやから、ここ今言うた県に上げるやつを早く出されたわけです。まあ、そやさかい、その辺の事はね、もうどうこう言うてみたってしょうがないいう事もずっと話が出てます。そやけど、ここの部分ね、水道水源言うたら常識的に見たら水取る所までの話ですがな、そやから、その辺の事をね、もう1回、あんまりこう一方的なか分からん、そやで僕は、そこでな、町長色んな考えを出してもろて、この話はね、ほんまに住民の反対するような事、議会の反対するような事。そういう事に向いて町長、反対するようなことじゃなしに、議決されたような事についてね、当然、やっていこうと思われとうしするさかい、僕らも応援しますで、とりあえず円満に解決するっていう事なんやさかいに、当然ね、そういう形の事も考えながらね、やって行くというような事を、

〔町長「分かってます」と呼ぶ〕

19 番（森本和生君） 分かつとん。

町長（庵逄典章君） 分かってます。当時のね今の指定については、それは、要するに、今は、皆さん、そのね、下流までがそうなんやと、それは水道水源というのは、当時の考え方としては、もう、その水源というのは、いわゆる水源の、こないだまで出ておった緑の水源条例とか何とか、周辺の山々なんかが水源なんだというふうに見ているわけですよ。まあ、そういう地域の中で水を出さないという施設の中で、その水道水源としては、その当時の指導としては、説明については、才金地区で説明をしなさいと。それで、地区を協議などをしているわけですよ。だから、それは今後ね、今言われるように、今後の施設とか、色んな内容によっては、当然、そういう事で、1つの企業、そういう公害を出す恐れのあるような企業、進出を防止するような1つの手立てとしてね、条例の1つの方法として、そういう指定をすると。これは、まあ、それは当然、町長が指定をしたらできる

非常に曖昧というね、岡本議員からはありましたけれども、曖昧さを利用する部分も、それは有効にうまく利用したらいい部分もあるわけですよ。だけど、今回は、それは手続き的には、ちゃんと、もう、それは済んでるという中で話をしておるわけですね。だから、それは、その時に、そこを指定したり、ここの地域ですよという事ではある事については、今言うように、十分では、その辺の話は十分でなかったかしれないけども、当時の状況としては、それは、その手続きとして、これが間違っていたという事ではないという事だけを町としては主張しているわけです。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君、3分です。

19番（森本和生君） もう何回も言うようですけどね、この水道水源の常識に考えてもね、誰が考えても水源のどこまでの話が、この7条なんです。そやから、町長は、これは10条の問題で才金いう指定はしたけども、本来は、水道水源の問題については、水を取る所までですよという感覚で、当然考えておられると思うんです。そやから、その辺の事はね、その業者側には、まだ伝えてないという事もあると思うんで、その辺の事を上手にね、利用して、今言われたように、曖昧なねって、これ曖昧でも何でもなしに、間違いなしに、水道水源の取る所の住民まで説明会開催し、その他必要な処置を取らなければならないというようなところね、その辺をもう1回研究してみられたらどうですかという話をしよんです。

町長（庵逄典章君） それを、今から、藤井社長、才金ファームにきなさいという事ですか。

19番（森本和生君） そういう事です。

町長（庵逄典章君） だから、才金ファームについては、もう3月にどこの地域で、その水道水源についての審議、周知をする範囲という事について水道課の方で指導して、その地域ですよという事で、もうできとうわけです。それに伴う説明が終わっとんですよ。

19番（森本和生君） 違う、水道水源のことやなし、

町長（庵逄典章君） 課長、水道水源の方しとんだろ。はっきり、そのところ言うといてくれや。一緒になっとんじゃないんだという事だけ。

〔水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

水道課長（西田建一君） いや、その町長も言ってますように、先程申し上げましたように、水道水源条例に基づいた条例で、それから、その手続き、そういう物の説明会の事も規定をしています。様式もざっと。それに基づいてやっております。説明会は。それは、その才金集落に対して説明会をきなさいよという指導の中で、それは終わっております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） うん、そやから、その辺がおかしいですわ。才金だけで、水道水源、何で才金だけが水道水源の、そこで説明するという事がおかしいがな。それは、もうどない言うか、重大な手抜きやで。水道水源あっこで取りよん。課長。誰が考えたって常識的に考えたってな、水道水源の保護なんや。それほなら才金だけ話したら済むっていうはなしじゃないやろがな。おかしいがな。

議長（西岡 正君） 水道課長。

水道課長（西田建一君） 私の方の答弁は先程申し上げた以上の答弁は、先程来答弁をさしていただいておりますので、おりの中で手続きを進めておると。

19 番（森本和生君） それがね、もう 1 回考えて

議長（西岡 正君） 時間がきました。

19 番（森本和生君） 考えてください。終わります。

議長（西岡 正君） 森本和生君の発言は終わりました。

〔山本君「道理が、おかしいがな」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 静かにしてください。まだ、開会中ですので。

これで、通告による一般質問は終了いたしました。

お諮りします。委員会等開催のため、明 3 月 8 日から 3 月 24 日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

次の本会議は、来る 3 月 25 日午前 10 時より再開いたします。それでは、本日は、これにて散会いたします。

午後 0 2 時 5 8 分 散会
